

2014年度地方財政対策の概要 — 問われる地方交付税制度の意義 —

飛 田 博 史

本論の前に……

◆ なぜ地方財政計画を取り上げるのか

2013年12月24日に2014年度の地方財政対策がまとまった。本年2月当初には地方財政計画の閣議決定が予定されているが、本稿は同閣議決定前の資料をもとにその要点と課題について記述したものである。なお、金額については、閣議決定された地方財政計画の資料にもとづき記述している。

国が策定する地方財政計画を本誌に掲載する目的は、単に国の資料を解説するだけでなく、そこに具現化されるいわば福祉国家としてのナショナルミニマムの姿について分析し、地方自治の視点から制度の特徴や問題点を明らかにすることにある。

◆ 地方財政計画について

そもそも地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）は、地方交付税法第7条にもとづき、内閣が作成する翌年度の地方財政の普通会計収支見込み（厳密には「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」）であり、おおむね年度前の2月頃に閣議決定され、国会の新年度予算の審議の参考資料として提出される。

その内容は地方の決算（実態）を対象とするのではなく、「合理的、且つ、妥当な水準」（地方交付税法第3条第3項）を積算するものであり、法令等により事務事業の実施や基準が設定しているもの（警察、消防、義務教育、ごみ処理等）のほか、実施が規定されなくとも通常行われている事務事業（図書館や公民館等の運営）など、いわゆる標準的行政水準の経費とこれに見合う歳入を見込んでいる。

地財計画はさまざまな算定根拠を用いながら歳出を積算し、これに対する通常の歳入

見込み（地方税、国庫支出金、地方交付税の法定率分⁽¹⁾、建設地方債等）を積算し、両者を突き合わせて財源不足が生じた場合に、財源不足を補てんする過程を踏む。その際の補てん方法については所管する総務・財務両省の厳しい折衝により決定され、一般にこれを「地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）」と呼んでいる。

地財対策の詳細な内容は毎年度異なるが、大まかに言えば地方交付税の増額（国の一般会計加算等）と地方債の増発（建設地方債や特例地方債）による。

こうして地財計画の収支バランスの完成を通じて、地方交付税総額（つまり法定率分＋加算分）が決定される。

◆ 地方交付税算定について

地財計画においてマクロベースで確定した地方交付税総額は、その94%が客観的な算定式にもとづく普通交付税として、残り6%が災害等の自治体ごとに臨時的に生じた経費等を踏まえた特別交付税として、それぞれ道府県分、市町村分として交付される。

普通交付税の交付額の決定は、各自治体における標準的な行政経費を積算した「基準財政需要額」（以下「需要額」と呼ぶ）と標準的な税収見込みの75%相当等を積算した「基準財政収入額」（以下「収入額」と呼ぶ）により、前者が後者を超過する分が当該自治体の交付額となる⁽²⁾。

たとえばある自治体の需要額が100億円、収入額が60億円と算定された場合、その差額40億円が普通交付税として交付される。なお、税収見込みの75%をもとに交付税が交付されるため、自治体にとっては残り25%相当の税収は交付税算定外の財源となる。これを留保財源と呼んでいる。

この算定を通じて、地方税（収入額）＋普通交付税＋留保財源（税収見通しの25%相当等）の財源が確保される。

さらに需要額の算定内容について詳しくみると、対象となる経費項目ごとの法定単価である「単位費用」、各自治体の必要経費を反映する人口や面積等の統計数値である「測定単位」、自治体の規模や権限の違いによる経費の多寡を反映する「補正係数」という3つの要素を掛け合わせ、項目ごとの需要額を積算し合計額を算定する。需要額の

(1) 地方交付税の原資として法律上定められた、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合。2014年度からは、地方法人税がこれらに加わる。

(2) 厳密には両者の差額は交付基準額といって、これに全国一律の調整率をかけて交付額が決定される。

算定は道府県分と市町村分に分かれている。

道府県分、市町村分ごとに法定されている経費項目は道路橋りょう費、港湾費、小・中学校費、生活保護費、高齢者福祉費等があるが、あくまで需要額総額を積算するための個別項目であり、個別の需要額の通りに財源を充てることを要求するものではない。地方交付税はあくまで用途の自由な一般財源である。

以上のようなマクロとミクロの仕組みにより、地方自治体の標準的行政経費に対する財源が裏付けられ、住民はいかなる地域に居住しても標準的な税負担のもとで、通常の行政サービスが受けられるのである。

1. 地財対策の概況

(1) 国の予算案

まず、新年度の国の一般会計予算案からみておこう。

一般会計予算規模は95兆8,823億円と当初予算ベースで過去最大となった。

歳出では社会保障の充実や社会資本整備事業特別会計の廃止にともなう一般会計への移行などにより、公債費を除く基礎的財政収支が72兆6,121億円と、民主党政権での中期財政フレームの基準71兆円以内を超過した。

このうち公共事業関係費は上記の特別会計廃止により12.9%も伸びているが、この要因を除いた場合でも微増となっている。さらに、2013年度補正予算案では総額5兆4,654億円のうち1兆円程度は公共事業関係（復興事業除く）であり、10%消費増税を見据えた財政出動型の15ヶ月予算となっている。

基礎的財政収支が増加するなかで、地方交付税等については16兆1,424億円と前年度を2,502億円下回った。

一方、歳入では消費増税等により前年度を6.9兆円上回る50兆円台に乗り、この結果歳出規模の拡大にもかかわらず、国債発行は41兆2,500億円と久々に前年度を1兆6,010億円下回ったが、建設国債は6兆20億円と増加しており、減少要因は前年度を1兆8,280億円下回った赤字国債35兆2,480億円が寄与した。

今回の社会保障経費の増加は自然増に加え、社会保障・税一体改革にもとづく社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）の充実分が反映されており、これにともない後述する地財計画においても、国庫補助をとともなう制度拡充分が計上されてい

る。ただし、地方も含めた消費増税約5兆円（国税4.5兆円 地方税0.5兆円）⁽³⁾に対し、国地方を含めた当該充実分は約0.5兆円と見積もられており、目途とされている消費増税分の1%相当（増収分の2割相当）を社会保障充実分に充当するという方針は実現していない。

基本的には消費増税の追い風のなかで財政健全化を強調しつつ、社会保障の一部充実にとどめつつ、積極的な公共事業の維持拡大を進める予算案ということができる。

（2） 地方財政規模（資料1、資料2 39ページ）

◆ 地方財政規模 83.4兆円、一般歳出 67.7兆円

地財計画の通常収支分の規模は83兆3,607億円（前年度比1.8%増 以下カッコ内は伸び率）と前年度より1兆4,453億円上回り、当初算定ベースで2年連続の増加となった。

公債費や水準超経費などを除く一般歳出は67兆7,430億円（2.0%）と2011年度以来の増加である。

◆ 一般財源総額 60.4兆円

一般財源総額は60兆3,577億円（1.0%）と5年連続の増加であった。

計画規模と一般歳出の伸び率は2000年代では最も高く、一般財源総額についても2008年度の1.1%に次ぐ高い伸びとなった。金額ベースでは約0.6兆円であるが、この全額が消費増税にともなう社会保障充実分であり、いわゆる国庫補助負担をともなう制度枠内の拡充である。その点では自治体にとって裁量的な一般財源が増えたとはいえない。

なお、各総額には、不交付団体の歳入歳出分（地方税見込みや水準超経費）が算入されているため、これを除く真水分でみると、計画規模は82兆4,307億円（1.6%）、一般財源総額は59兆4,277億円（0.7%）と伸び率は若干低下する。

この伸び率には、歳入面では景気拡大、地方消費増税、その他税制改正にともなう地方税の増加および消費増税にともなう地方交付税財源の増、歳出面では社会保障・税一体改革などによる社会保障経費の増加など、当該年度固有の背景がある。

◆ 地方交付税総額 16.9兆円

地方交付税総額は地方税等の伸びによる財源不足の縮小により16兆8,855億円

（3） 国税消費税には地方交付税法定率分引き上げを含む。

(△1.0% △はマイナス、以下同じ)と前年度比で1,769億円減少している。

いずれにしても、マクロの規模でみれば、後述するさまざまな見直し要素を加味しつつ、おおむね安定した財源保障枠を維持したといえることができる。

◆ 推移でみた状況

図表1は地財計画規模、一般財源総額、地方交付税総額および地方交付税の振替財源である臨時財政対策債(以下「臨財債」と呼ぶ)を合計した実質額の推移を表したものである。なお、一般財源総額は一貫したカテゴリーとなった2007年度以降の推移を表している⁽⁴⁾。

地財計画の規模は当初算定ベースで2001年度の89.3兆円をピークに減少に転じ、いわゆる三位一体改革の交付税ショックといわれた2004年度の大幅減などを経て、2012年度に81.9兆円まで減少している。

これに対し、一般財源総額については2007年度以降でみると59兆円台で比較的安定的に推移しており、2014年度に大台にのったかたちとなる。ただし、臨財債を除いてみると2008年度の57.0兆円が最大で、リーマンショック後の臨財債の大量発行となった2010年度には51.7兆円まで減少している。2014年度は54.8兆円に増加したが、それでも2008年度の水準を依然として下回っている。

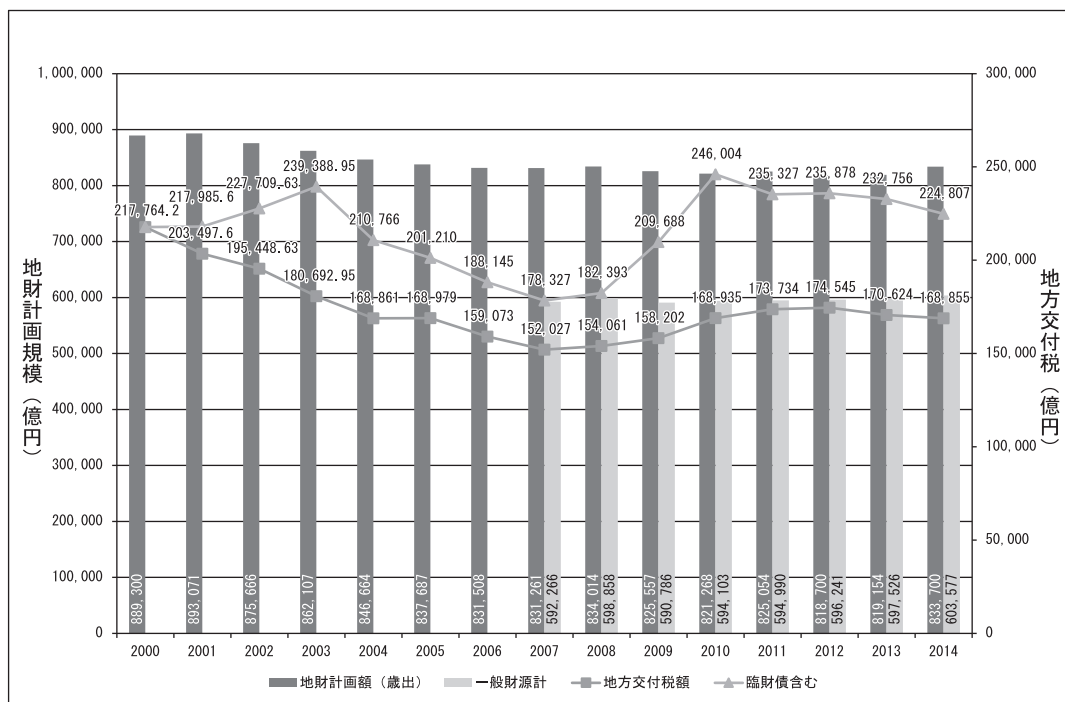
地方交付税総額は2000年代を通じて最も財源不足が少なかった2007年度の15.2兆円から財源不足の拡大や地方交付税総額拡充対策のなかで増加し、2012年度には17.5兆円にいたった。その後は総額は地方税の増加傾向が続き減少している。

なお、臨財債を加算した実質額でみると財源不足が過去最大となった2010年度に大幅に増加しており、臨財債への依存度が一気に高まったことがわかる。その後は徐々に依存度を下げてきており、先述のように2014年度は比較的大きく下げたが、2007年度頃に比べて依然として実質額の水準は高い。

(4) 計画上の一般財源総額は、これ以前にも毎年度金額が示されてきたが、恒久的減税や税源移譲などがあいまった2000年代半ばまでは、対象項目が年度により異なり、経年データとしての一貫性がなかった。

たとえば、いわゆる三位一体改革期間となる2004年度から2006年度では、2004年度は地方税、所得譲与税を除く地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金の合計額に対し、2005年度は地方税、地方交付税、臨財債。2006年度は地方税、所得譲与税を除く地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金のうち減税補てん関連の一部、減税補てん債の合計額と、年度によって対象範囲を変えている。特に2004年度は臨財債を除外することで、一般財源総額の減少率が小幅に示されており、うがった見方をすれば「一般財源総額」という概念も、安定財源確保を粉飾する手段として使われていた一面がうかがわれる。

<図表1> 地財計画、地方交付税の推移



(資料) 総務省ホームページ地財対策資料より作成

◆ 東日本大震災分

通常収支分は以上のような状況であった。一方、2012年度以来創設されている東日本大震災分は被災自治体の復旧・復興事業関連で1兆9,617億円(△16.0%)、全国防災事業で2,521億円(24.1%)となっている。このうち、復旧・復興事業関連は直轄・補助事業、単独事業とも前年度より大幅に下回っているが、これは前年度からの事業の未消化分が累積していることから、追加事業が抑制されたことによるとみられる(資料2 39ページ)。

(3) 財源不足と地財対策(資料1、資料2 41~42ページ)

◆ 財源不足額10.6兆円

2014年度の財源不足額は10兆5,938億円(△20.2%)と地方税等の歳入の伸びにより、2兆6,870億円の減少となり、4年連続で改善している。

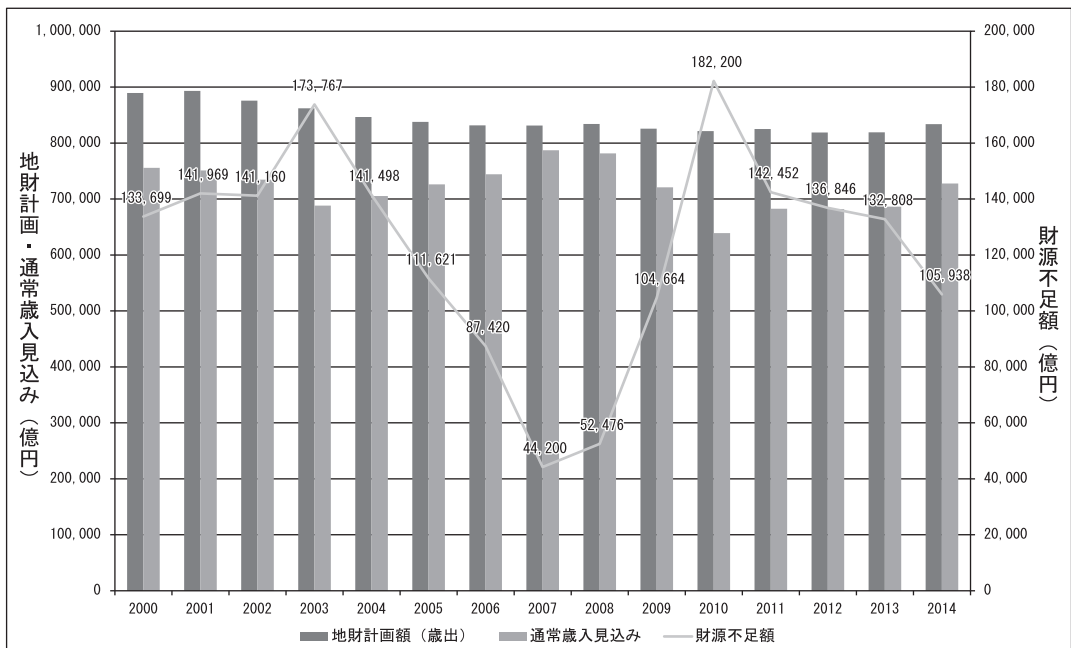
図表2は2000年度以降の地方財政規模、地財対策前の通常歳入見込みおよび財源

不足の推移である。

財源不足の増減の推移をみると、2000年代前半は規模縮小のなかでこれを上回る通常歳入見込みの減少により財源不足が拡大した。2000年代半ばになると規模は安定推移するなかで、景気回復や税制改正などを背景に通常歳入が増加し、財源不足が大幅に圧縮された。2000年代末には、規模安定のなかで景気悪化による通常歳入の大幅減収で再び財源不足が拡大し、過去最大となった2010年度は18.2兆円に達した。2011年度以降は、やはり規模安定のなかで徐々に通常歳入が回復し財源不足が縮小し、2014年度は、社会保障関連経費の拡充などによる規模拡大に転じるなかで、消費増税などによる歳入増が寄与して財源不足が大幅に改善された。

2015年度以降も社会保障・税の一体改革にもとづく経費増などが控えており、これが反映されるならば、地財規模はさらなる増加が期待される。一方で財源不足の圧縮が重視されるならば、地方税の増収などの追加的な歳入増が見込めない限り、単純な規模拡大は困難であろう。そうすると給与関係や単独事業などの削減があわせて検討されることが考えられる。

<図表2> 地財計画と財源不足



(資料) 同上

◆ 地財対策① — 一般会計加算等 4.2兆円

図表3は地財対策の内容を2013年度と比較したものである。

全般に財源不足が圧縮されたことで、国の一般会計加算と臨財債の新規発行が抑制されたかたちとなった。

地方交付税の増額等については、地方交付税法にもとづく国の一般会計加算が4兆1,186億円と前年度を約1兆3,000億円下回った。

このうち90年代の投資関連の国庫補助率引き下げにともない発行された建設地方債（公共事業等臨時特例債）の元利償還分等の法定加算分が8,648億円。地方交付税総額確保のため、国と地方の折半対象外で国が加算する別枠加算が6,100億円。国と地方の折半対象分の国負担分である臨時財政対策特例加算が2兆6,438億円となった。

<図表3> 2014年度地財対策の内容

		(億円)		
2014年度地財対策		金額	参考(2013年度)	備考
地方交付税の増額等	一般会計加算(小計)	41,186	54,176	
	既往法定分	8,648	8,231	公共事業等臨時特例債の元利償還分等(過去の対策補てん)
	別枠加算	6,100	9,900	財源不足状況を踏まえた国と地方折半外の加算(臨時措置)
	臨時財政対策特例加算	26,438	36,045	財源不足に対する国と地方の折半分のうちの国負担分
	その他(小計)	1,000	8,500	
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金活用		6,500	旧公庫債権の貸借金利差補てんの準備金活用
	交付税特別会計剰余金活用	1,000	2,000	
地方債の増発	地方債増発(小計)	63,751	70,131	
	臨財債の発行(既発債)	29,513	26,086	既発臨財債の元利償還相当
	臨財債の発行(新発債)	26,438	36,045	財源不足に対する国と地方の折半分のうち臨財債の新規発行分
	財源対策債の発行	7,800	8,000	建設地方債の充当率引き上げ
合計(財源不足額相当)		105,938	132,808	

* 表示未満四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある
(資料) 同上

今回の争点の一つであった別枠加算をめぐることは、2008年秋のリーマンショック後の緊急対応として2009年度から導入された経緯から、財務省側が「平時モード」を踏まえた廃止を主張したことで、その行方が注目されたが、3,800億円の削減にとどまった。

その他、地方交付税特別会計（以下「交付税特会」と呼ぶ）の借入金の利子予算の不用額である交付税特会剰余金が1,000億円である。

なお、2013年度は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用があったが、総額1兆円を前倒しを含めて2年間で充当したため、2014年度は終了している。

◆ 地財対策② — 地方債の増発 6.4兆円

一方、地方債の増発については、総額が6兆3,751億円と前年度を約6,500億円下回った。

このうち、建設地方債の充当率の引き上げによる財源対策債は7,800億円と前年度を200億円下回っており、近年の公共事業の減少にともなう起債幅の減少が背景にある。

地方財政法の特例債である臨財債は、総額で5兆5,952億円と前年度を約6,200億円下回った。このうち既発債の元利償還金に充当する分は2兆9,513億円と前年度を約3,500億円上回るが、新発債は2兆6,438億円と約1兆円下回っており、財源不足の圧縮効果が大きく表れている。

地方債残高は2013年度末見込みで約201兆円で、このうち臨財債は約45兆円と4分の1を占めており、年々その割合を高めている。臨財債の元利償還金は100%地方交付税算入（需要額に算入）されることから、構造的には地方交付税の振替財源である。ただし、一般財源総額に占める元利償還の割合は年々上昇しており、他の経費にあてる一般財源を侵食しているとみなせば、臨財債における実質的な負担が生じていることになる。その点では改めて当該地財対策のあり方を検討すべきである。

（4） 地方交付税総額確保からみた地財対策（資料1、資料2 40～41ページ）

次に地方交付税総額からみた財源確保の内容をみてみよう。

地方交付税の基礎財源は地方交付税法にもとづく国税5税の一定割合であるが、実態としては地財計画上の地方交付税所要額を下回るため、一般会計加算等が行われて

いる⁽⁵⁾。

図表4は2014年度の総額確保の内容を前年度と比較したものである。

＜図表4＞ 地方交付税総額の確保

		(億円)	
		2014年度	参考(2013年度)
地方交付税法法定率分等	法定率分	122,191	112,304
	地方法人税法法定率分	3	
	前年度繰越金	11,349	2,199
	国税決算精算分	-3,145	-3,808
	交付税特会償還額	-2,000	-1,000
	特会借入利子	-1,729	-1,746
一般会計加算等	既往法定分	9,648	10,231
	別枠加算	6,100	9,900
	臨時財政対策特例加算	26,438	36,045
地方公共団体金融機構準備金活用			6,500
合 計		168,855	170,624

(資料) 前掲 地財対策

◆ 法定率分

まず、法定率分は景気拡大や税制改正が寄与して12兆2,191億円と前年度比で約1兆円の増収となっており、財源不足の圧縮と相まって総額確保の発射台が高くなっている。

なお、法定率分の対象となる消費税については、国税増税分の0.22%相当が交付税財源として追加されるため、総額と法定率を合わせるために法定率分が引き下げられ22.3%となる。

今後の10%引き上げにいたる法定率の見直しは図表5の通りである。

税率引き上げ後の国税消費税に対して法定率を乗じるため、法定率の充実分(図表では1.18%→1.40%)を加味した上で法定率自体は22.3%に調整される。

2015年10月の10%への引き上げにあたっては、再増税前の年度前半と増税後の後半の消費税収の変動を踏まえて、法定率分をさらに20.8%に引き下げ、引き上げが

(5) 地方交付税法第6条の3では、毎年度分の地方交付税(厳密には普通交付税)の総額が現行の法定率分と著しくかい離する場合には、法定率の変更を含めた対応を講じるとされているが、これを適用せずに毎年度の財政対策で総額を確保している。

＜図表5＞ 消費増税にともなう国地方の税率と消費税法定率の見通し

	現 行	2014年度	2015年度		2016年度
			～9月	10月～	
消費税	4%	6.3%		7.8%	
消費税法定率分	29.5%	22.3%	20.8%		19.5%
(消費税相当割合)	1.18%	1.40%	1.47%		1.52%
地方消費税	1.0%	1.7%	2.2%		

(資料) 参議院総務委員会調査室「地方財政データブック」より作成

平年化する2016年度に19.5%まで引き下げる予定となっている。この結果、消費税法定率分は消費税率換算で1.18%から1.52%と0.34%上昇し、地方消費税を含めた実質的な消費税率の地方分は3.72%となる。

◆ 地方法人税

今回の重要事項の一つは地方法人税の導入である。詳細は後述するが、自治体間の財政格差是正の目的から法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、全額（法定率100%）、地方交付税の原資とするものである。実務的には2014年10月以降の事業年度から適用するため、わずか3億円にとどまっているが、平年ベースでは財務省試算で4,845億円程度とされている⁽⁶⁾。

◆ 前年度繰越金

次に前年度繰越金1兆1,349億円が大きく寄与している。これは2013年度の法定率分対象の国税収入の上振れ等により、地方交付税追加増収分を繰り越したものである。

地方交付税法ではこうした増収分は、再算定により年度内に追加交付することになっているが、特例措置により翌年度に繰り越す対策がとられる。今回は2013年度の補正予算において地方交付税総額1兆1,608億円が追加され、このうち今年度の調整戻し⁽⁷⁾で259億円、残りが2014年度に繰り越されることになった。

◆ 各種控除項目

一方、法定率分等から控除するものは2007、2008年度の国税決算が当初見込みを

(6) 総務省資料「平成26年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）」参照。

(7) 地財計画で事前に決定する地方交付税（普通交付税）総額に、実際の普通交付税算定の結果が一致するように、全国一律の調整率がかけられ割り落とされる。2013年度の補正によりこの分を交付することとした。

下回ったことによる精算分3,145億円、過去の地財対策で行った交付税特会借入金の償還2,000億円、毎年度の交付税特会借入金の支払利子⁽⁸⁾1,729億円である。

このうち交付税特会償還については2011年度に残高約33.6兆円の償還計画を見直し、1,000億円から段階的に引き上げ、2022年度以降毎年度1兆円まで引き上げ2052年度に償還を終える予定としている。2014年度は前年度から1,000億円引き上げて2,000億円を返済した。

◆ 各種一般会計加算等

財源不足対策で述べた通りである。

2. 2014年度地財対策の特徴

(1) 給与の臨時削減の復元

地方財政見通しの給与関係経費は、国家公務員給与の臨時削減の終了を受けて地方公務員についても完全復元がはかられ、退職手当の減少や計画定員の削減などを織り込みつつ、前年度比約6千億円増の20.3兆円となった。

普通交付税の算定では、算定基礎の一つである単位費用に給与費が含まれており、2013年度は主に普通交付税上の給与の統一単価等の削減により、相当額の単位費用が引き下げられた。新年度の復元により理論上は単位費用の再引き上げとなるが、全国の人事委員会勧告の動向やその他行革の取り組みなどを踏まえつつ、復元の到達点を探ることになるだろう。いずれにしても、2013年の給与削減分の復元を前提に、各自自治体における給与復元のあり方が議論されるべきである。

(2) 別枠加算と地域経済基盤強化・雇用等対策費（歳出特別枠）の見直し（資料2 41ページ）

地財規模をめぐる重要な争点となったのが、別枠加算と歳出特別枠の見直しであった。

2009年度の地財対策でリーマンショック後の地方財政の厳しい状況を踏まえ、地方交付税の増額をはかるために一般会計加算に別枠加算が設定された。別枠というのは、

(8) 交付税特会借入は短期資金のため、毎年度借換を行っている。

地財対策において財源不足の補てんを国と地方で折半する、いわゆる折半ルールの特例の対策として、もっぱら国の一般会計から補てんするものであり、当初1兆円が設定された。

また、この増額を受けて地財計画の歳出項目にいわゆる歳出特別枠が設けられ、地財規模の一定水準を確保してきた。

2013年度の計画では別枠加算9,900億円、歳出特別枠である地域経済基盤強化・雇用等対策費1兆4,950億円が計上された。この歳出特別枠は普通交付税の需要額においても、各項目の単位費用の引き上げのかたちで反映された。

新年度の地財見通しをめぐっては、政府の予算編成方針などにおいて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードに復帰させることが明記され、その一環として財務省などを中心に別枠加算および歳出特別枠の廃止が主張された。

地財対策の結果、別枠加算は6,100億円、歳出特別枠は1兆1,950億円に縮小した上で存置された。

普通交付税では5,900億円（2013年度 7,400億円）を需要額の地域経済・雇用対策費で算定し、残りは地域振興費や社会福祉費などの通常の項目で算定する。

地域経済・雇用対策費では第一次産業産出額や高齢者人口比率などの指標が補正係数の基礎数値として採用されているが、新年度も同様の指標が適用される。

なお、筆者はこうした歳出特別枠のような、具体的な経費内容をもたない包括的な算入方法による地方財政規模の確保や格差是正算定は、標準的な行政経費を積算し財源保障をする地方交付税制度の趣旨に反するものとして批判的な立場をとる。現行の地方財政規模が自治体にとって最低限必要な水準だとすれば、一般行政経費における社会保障の単独事業など、既存の経費のなかで充実をはかるべきであり、地方自治体は根拠をもってこれを主張していくべきである。

（3） 地方法人税の交付税原資化（資料2 42ページ）

◆ 概要

総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」や「与党税調税制大綱」を踏まえ、消費増税や法人関係税の増加にともなう自治体間の財政格差拡大を緩和することを目的としている。

法人住民税法人税割（道府県税・市町村税）の減税（道府県税5.0%→3.2%、市町村税12.3%→9.7%）相当額を、新設する「地方法人税」（税率は法人税額を課

税標準として4.4%)として国税化し、その全額を普通交付税原資として交付税特会に直接算入して、交付税算定を通じて再配分する。なお、財務省の試算では平年ベースで4,845億円と見込んでいる。

その一方で2008年度以来、都道府県間の税源の格差是正を目的とする地方法人特別税・譲与税については、事業税の2分の1相当額から3分の1に縮小し、財務省試算では6,728億円が復元される見込みである。

◆ 税源交換論の流用

法人関係税（法人住民税や事業税）をめぐる自治体間の偏在性の問題は、これまで財政学者や地方六団体などの間で、そのあり方が検討されてきた。その対策の一つとして主張されてきたのが、法人関係税の一部を偏在性の少ない国税と交換する「税源交換」である。

たとえば先の「あり方等に関する検討会」で、ヒアリングの席に立った全国知事会の提案では、法人住民税あるいは事業税の2.6兆円を、地方交付税の原資となる国税法人税の一部に移譲する一方で、同額の消費税（約1%相当ということになる）を地方消費税として移譲することが求められた。

今回は地方消費税との見合いで法人住民税の減税が行われたわけではなく、もっぱら格差是正を目的に法人住民税の一部国税化が行われたのである。その点ではこれまでの地方財政改革の議論とは似て非なるものである。

◆ 自治体間水平調整の混入

地方法人税の仕組みは、結果として税源交換論の一部を流用するかたちとなったわけであるが、相当額の国税からの移譲はないため、事実上、財政調整財源を地方側から拠出する形式になる。これにより、地方交付税算定を通じて都市部への税源の偏在が一定程度是正される効果は期待できるが、その機能的なメリットの一方で地方交付税制度の財政調整制度としての根本が問われる。

現行の地方交付税は、国税5税の一定割合を「地方の固有財源」⁽⁹⁾として、地方交付税法にもとづき、財政格差の是正（財源の均衡化）とともに標準的な行政の遂行（地方行政の計画的な運営）を保障する財源保障の役割をもっている。

(9) 過去にさまざまな政府答弁において確認されてきたものであり、近年の総理答弁としては2005年2月15日の衆議院本会議において、小泉総理大臣が次のように述べている。「地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます」。

財源移転の関係からみれば、国から地方への「垂直的財政調整」の性格をもつものであるが、それは標準的行政水準の維持とともに、最低限、国が法令により規定した行政について保障するという（地方交付税法第3条の3）、いわばナショナルミニマムの確保という国の役割に依拠する。

地方法人税は形式的には国税としての垂直調整の財源であるが、その法定率が100%であることからすれば、事実上、法人税収の偏在する自治体の税源をもって、他の自治体の財源不足に充当する、自治体間の「水平的財政調整」に近い性格を帯びている。

政府は、今後、消費増税の進展とともにさらなる拡充を検討しており、ナショナルミニマムの財源保障を自治体間の財源をもって補てんする構造が拡大するとすれば、地方交付税法の趣旨と矛盾することになる。

（4） 地方法人特別税・譲与税の縮小

地方法人税の導入にともない、都道府県間の税収格差の是正を目的とする地方法人特別税・譲与税は、事業税の税率の2分の1相当から3分の1相当に縮小される。

2008年度に、法人関係税の東京都などへの偏在是正を目的に、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」として、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が制定された。事業税税率の2分の1相当を「地方法人特別税」として国税化し、地方譲与税（地方法人特別譲与税）として人口と従業者数で2分の1ずつ都道府県に按分するものである。

導入当時の税収見込みが2.6兆円程度とちょうど消費税1%分に相当するものであり、税収と譲与の収支では東京都、愛知県、大阪府などが事実上の拠出団体であった。

東京都は地方法人税の導入にあたり、同特別税の全廃を要求したが、地方法人税による格差是正の効果を見極めるとして、規模を縮小した上で存置された。

政府は与党税制大綱など踏まえ、消費増税10%引き上げ時に全廃する方針であるが、依然として流動的である。

（5） 地域の元気創造事業費（資料2 42ページ、46ページ、資料3 62～64ページ）

◆ 概要

2013年度の給与の臨時特例対応分（交付税戻し分）として創設された「地域の元気づくり事業費」3,000億円を、新たに「地域の元気創造事業費」（以下「創造事

業費」と呼ぶ)として一般行政経費の一部に算入し、3,500億円に増額する。この対策は、前述の「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の削減(1.5兆円→1.2兆円)を事実上補う役割を果たしているが、後者の社会経済指標に比べて、前者は地域施策や行革の実績が基準となるため、国の政策誘導的な性格が強くなる。

なお、3,500億円の根拠は、「地方法人税」の導入により、不交付団体から交付団体へ税源が移転し、不交付団体の地財計画上の水準超経費が縮小するため、相当額を交付団体分の地財計画上に追加計上したものである。2015年度以降は、地方法人税の総額が平年ベースになるにしたがい増額が検討されている。

「創造事業費」の普通交付税における算定の主な内容は資料3を参照されたい。

◆ 算定方法

算定額の配分は、道府県分が875億円、市町村分が2,625億円。算定指標別では行革努力分が3,000億円(道府県分 750億円、市町村分 2,250億円)、地域経済活性化分が500億円(道府県分 125億円、市町村分 375億円)と行革努力分に重点が置かれている。これは地域振興等の成果には期間を要するためというのが理由のようだ。

具体的な指標については行革努力関連では職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率、その他経費削減率等。地域経済活性化関連では道府県分と市町村分ですら若干異なるが、第一次産業産出額や製造品出荷額などの産業実績、若年者就業率や従業者数などの雇用実績、その他県民所得や一人あたり地方税収など経済財政実績などが採用される。

具体的な計算は関連指標を新たに需要額項目として設定する「創造事業費」で一括して算定する。同事業費では測定単位を人口、補正係数は段階補正を基本とし、これに成果指標による経常態容補正Ⅰ・Ⅱを加味する。

行革努力分(経常態容補正Ⅰ)については各実績の全国平均との比較を加重平均化しており、一定期間における削減率等が全国平均を上回る実績に応じて割り増すように設定されており、なかでも職員数削減率の比重が高い。なおラスパイレス指数は昨年7月1日現在を基準とするため、給与の臨時削減への対応が反映される。

地域経済活性化分(経常態容補正Ⅱ)は第一次産業産出額や製造品出荷額などのある一定期間の伸び率が全国平均を上回る場合に割り増すように設定されている。

◆ 過去の成果指標算定の焼き直し

この算定方法自体は2007～2009年度を期間とする「頑張る地方応援プログラム」

で採用されたものと類似している（段階的に2012年度算定まで存続）。当時は2,240億円相当を都道府県分340億円、市町村分1,900億円に按分し、それぞれ需要額の既存の項目において算定。具体的には各項目の「補正係数」の割り増しを通じて反映された。

なお、歳出の削減率を基準とする行革算定は現在でも「地域振興費」や「徴税費」などにおいて存置されており、新たな行革努力の指標採用にともない廃止される見通しである。

◆ 効果はきわめて限定的

このような算定式をみると、国の求める実績をあげた自治体に地方交付税を手厚く配分することになるが、総務省が示した普通交付税の増額効果の試算によれば、需要額ベースの平均増加率は道府県分で0.2～0.6%、市町村分で0.2～2.3%と人口規模に逆比例して増加率が高まる見通しとなっている。ただし、それも1万人未満の小規模な自治体为中心で、平均的にみれば効果はきわめて限定的である。

おそらく行革算定の強化をきっかけに、自治体によっては、これを意図的に多大に受け止めて、さらなる人件費削減の議論が起こりうる。自治体関係者は、具体的な試算などを行い、客観的なデータにもとづく冷静な判断をすべきである。

なお、地方交付税は歴史的沿革や法律の趣旨、算定の仕組みからみて、客観的な指標にもとづき、普遍的な経費を算定することが制度の基本目的であり、具体的な取り組みの実績に応じて配分することは普遍的経費の性格から問題とされてきた。

それゆえに、起債の実績に応じた元利償還金を補正係数により個別的に算定する事業費補正は、1990年代の地方単独事業において拡充されたが、国の政策誘導的な性格などが問題となり、2000年代に入り段階的に縮小され、2010年度には一部を除き新規事業においては原則廃止となった。

その意味で今回の「創造事業費」の導入は、それまでの政策誘導的な算定を忌避する地方交付税の考え方から踏み出したものであり、今後の拡大方針も含めて看過できない。

(6) 自動車関連税制の見直し

自動車関連税制をめぐっては、2013年度与党税制改正大綱（2013年1月24日）において、自動車取得税と消費税との二重課税の問題が指摘され、10%引き上げ時の2015年10月に「地方財政に影響を及ぼさない」ことを前提に廃止することが盛り込まれた。

その後、2013年後半から与党税調を中心に本格的な議論が進められ、9月30日には2014年度与党税制改正大綱がとりまとめられ、これを踏まえて12月24日に政府税制改正大綱が閣議決定された。

その結果以下のような見直しとなった。

- ・自動車取得税 2014年度（税率引き下げ）登録車5%→3% 軽自動車3%→2%
2015年度 10%引き上げ時に全廃
* 2015年度税制改正でこれに代わるグリーン税制を検討
- ・軽自動車税 2015年度 新車取得に限り自家用乗用車約1.5倍、その他約1.25倍に税率引き上げ
二輪車等約1.5倍に税率引き上げ
2016年度 経年車（新規検査後13年経過）の重課
- ・自動車税 2014年度 グリーン化特例の見直し
2015年度 取得時における環境性能課税を予定（2014年度中に検討）
- ・自動車重量税 2014年度 エコカー減税の拡充、経年車の重課

図表6は各税目の各種自動車関連税の決算および見込額である。

都道府県税である自動車取得税は、2,000億円前後の税収であるが、このうち徴収費（5%相当）を控除した額の70%が、市町村の税交付金（政令市は別途特例分あり）として交付されるため、市町村にとっても重要な財源である。2011年度決算では1,491億円が交付されている。

＜図表6＞ 自動車関連税制の見直しにともなう見込額

(億円)

税 目		課税の着目	2011年度 決算	2013年度 当初見込み	2014年度 当初見込み	2014年度 増減見込み
自動車税	都道府県税	排気量	15,677	15,497	15,480	-17
自動車取得税	都道府県税	取得価額	2,068	1,900	948	-952
うち市町村 交付金	市町村交付金		1,491			
軽自動車税	市町村税	車両の種別	1,810	1,852	1,909	57
自動車重量税	国税	車両重量	7,032	6,509	6,442	-67
うち自動車 重量譲与税	地方譲与税 (市町村)		2,862	2,696	2,656	-40

(資料) 決 算：地方財政白書および財務省ホームページ決算関連資料

見込み：各年度の地財計画および財務省ホームページ予算関連資料

また、自動車重量税も同譲与税として1,000分の407が市町村に配分され、決算では2,862億円が配分されている。

このように自動車関連税制の見直しによる都道府県、市町村の税収の影響は大きく、自動車取得税については、諸要因も含めた減少額は地方全体で952億円と半減する見込みである。

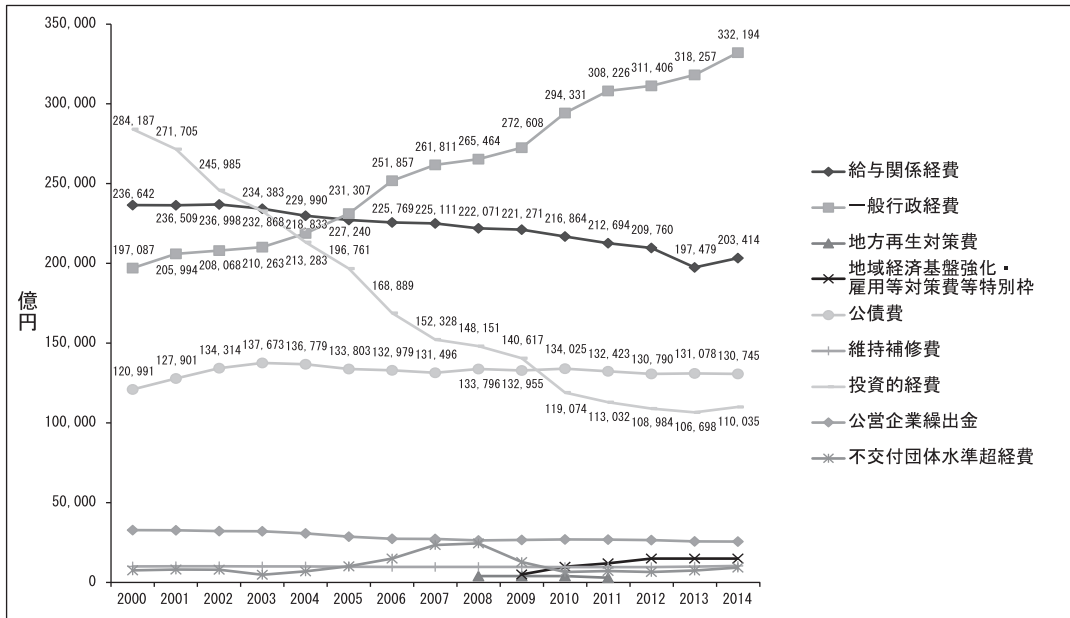
2014年度は自動車取得税の減税の影響が生じるが、地財対策上は市町村税交付金も含めて、財政補てんはなされない。

なお、上記の通り2015年度は自動車税増税や軽自動車税増税により、都道府県、市町村の影響額がある程度相殺されることになるが、各税目の背景にある沿革や課税標準の違いなどを踏まえると、単なる金額だけで帳尻を合わせている印象を受ける。こうした部分修正の改正ではなく、環境課税としての抜本的な見直しが必要である。

3. 歳入歳出見通しの状況（資料2 50ページ）

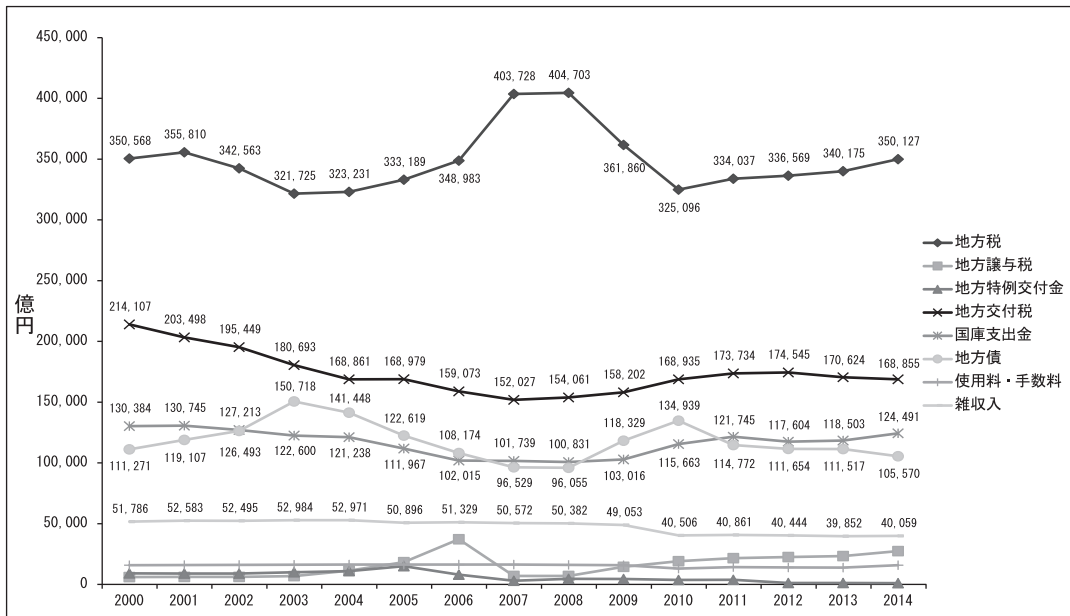
歳入歳出の見通し状況は以下の通りである。なお、それぞれの項目の2000年度以降の推移は図表7-1・図表7-2を参照されたい。

＜図表7-1＞ 地財計画（歳出）の状況



(資料) 総務省ホームページ地財対策資料より作成

＜図表7-2＞ 地財計画（歳入）の状況



(資料) 同上

(1) 歳 出

◆ 給与関係経費 — 20.3兆円 (3.0%)

給与関係経費は給与費と恩給費からなり、その対象は義務教育教職員、警察関係経費、消防職員、一般職員（教育長含む）、高等学校等義務制以外の諸学校の教員、知事・市町村長等・議会議員・地方自治法にもとづく行政委員会等である。

当該経費は毎年度設定される計画上の職員数×給与単価により積算される。

このうち職員数については地方の実態を踏まえつつ、地方行革の状況や法令（義務教育教職員や警察官等）などにより設定される。

給与単価は地方公務員給与の実態調査、人事委員会勧告の状況、国庫補助予算の人件費単価（義務教育費関連）、その他2013年度のような国の地方行革の政策などを加味する。

既述の通り、2014年度は前年度に行われた8,000億円強の給与削減の臨時特例を廃止し、完全復元をはかるとしている。

ただし、退職手当については、国家公務員の退職手当の官民較差是正措置による支給水準の段階的な引き下げを踏まえ、地財計画にも昨年引き続き反映されたことで減要因となっている。

また、計画上の職員数の削減による経費総額の減少要因となっている。

以上のことから給与削減の復元と退職手当等の減要因があいまって、給与関係経費は20兆3,414億円と前年度比5,935億円の増加にとどまった。したがって、昨年の給与削減分に見合った増加がないのは給与水準以外の要因であり、2014年度は基本的に2012年度の給与単価が基本となっていると考えるべきである。

◆ 一般行政経費 — 33.2兆円 (4.4%)

一般行政経費は33兆2,194億円 (4.4%) と大幅な伸びとなった。

主な要因は、第一に消費増税にともなう社会保障充実分の国庫補助負担事業の地方負担分2,713億円が計上されたこと。第二に2013年度の給与削減対応で単年度限りで別枠計上されていた「地域の元気づくり事業費」を改めて、「創造事業費」として3,500億円相当を一般行政経費に計上したことなどが寄与している。

● 社会保障充実分関係（資料2 43ページ、47ページ）

2012年8月10日に成立した社会保障・税一体改革関連法では、国・地方の消費増税にともなう財源を社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に充てることが明記され、増税分5%のうち1%相当は社会保障の充実分に充てること

になった。

2014年度の8%の引き上げにともない国税分は2.3%、地方税分は0.7%引き上げられ、さらに国税分のうち0.22%相当が地方交付税の原資に充てられる。

これにより2014年度の地財計画では地方消費増税分を4,696億円、交付税原資の拡充分を2,334億円と見込んでいる。

一方、国地方全体の社会保障の充実にともなう公費負担は、少子化対策が3,060億円（国1,444億円、地方1,616億円）、医療・介護関連が1,892億円（国795億円、地方1,097億円）、年金が国10億円を予定しており、このうち地方負担分は合計で2,713億円となる。

これに消費増税にともなう物価上昇分の負担778億円を加えた3,491億円が、一般行政経費の補助事業分に計上され、増税分がこの財源の裏付けとなる。

なお、地方負担分を超える増税分の財源は、これまで臨財債でまかなってきた社会保障財源の一部に充当する考え方になる。

一般行政経費の単独分は13兆9,536億円（△0.3%）と前年度を下回っており、地方消費増税等にともなう追加財源は、もっぱら補助事業の裏負担と既存の地方単独事業が想定されていると考えられる。したがって、かつて消費増税の国地方の配分率をめぐり、国と地方の協議の場で地方の単独事業を積み上げて議論した際の前提とは異なる状況となっており、地方自治体の社会保障の実質的な財源充実に必ずしもいたっていない。

◆ 地域経済基盤強化・雇用等対策費（歳出特別枠） — 1.2兆円（△20.1%）

2009年度の「地域雇用創出推進費」の創設以来、地方交付税総額確保のために、もっぱら国の一般会計から加算する別枠加算との見合いで、いわゆる歳出特別枠が計上され、2013年度地財計画では地域経済基盤強化・雇用等対策費約1.5兆円が計上された。

歳出特別枠は交付税算定において各項目の単位費用の引き上げや特別歳出項目である「地域経済・雇用対策費」を通じた町村などの条件不利地域への割増算定に反映されてきた。

2014年度の地財対策では、別枠加算とともに同経費の存置の是非が重要課題となったが、別枠加算の一部削減にとどまったことで、歳出特別枠についても1.5兆円から1.2兆円に縮小される。これにより普通交付税算定においても、各項目の単位費用や歳出特別項目の減少要因となる。

図表8は地財計画の特別歳出枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の道府県、市町村別の算定割当を2013年度と比較したものである。

総額1兆1,950億円のうち地域経済・雇用対策費5,900億円（道府県2,925億円、市町村2,975億円）、その他個別単位費用への算入分6,050億円（道府県2,795億円、市町村3,255億円）と、前年度比で市町村分の減少率がいずれも高くなっている。

地域経済・雇用対策費は比較的、町村などの小規模自治体での割増効果が高く、見直しによる影響を注視する必要がある。

＜図表8＞ 地域経済基盤強化・雇用等対策費の需要額への反映

		(億円)		
		地域経済・雇用対策費	個別単位費用への算入	合計
道府県分	2013	3,300	3,170	6,470
	2014	2,925	2,795	5,720
	伸び率	-11.4%	-11.8%	-11.6%
市町村分	2013	4,100	4,380	8,480
	2014	2,975	3,255	6,230
	伸び率	-27.4%	-25.7%	-26.5%
合計	2013	7,400	7,550	14,950
	2014	5,900	6,050	11,950
	伸び率	-20.3%	-19.9%	-20.1%

(資料) 総務省自治財政局交付税課資料より作成

◆ 投資的経費 — 11.0兆円 (3.1%) * 実質△1.1%

総額11兆35億円と2000年度以降ではじめて前年度比増となった。

主な要因は、2013年度の給与削減の見合いの一部として別枠で創設された「緊急防災・減災事業費」3,000億円を、5,000億円に増額した上で投資的経費の単独事業分に算入したことによる。したがって、昨年度の投資的経費に当該事業費を含めた伸び率でみた場合はマイナス1.1%となり実質減となっている。なお、財政対策は2013年度に引き続き、単独事業の起債充当率は100%で、元利償還金の7割が交付税算入される。

投資単独事業自体は前年度比2,249億円の増加であり、前年の事業費の3,000億円程度を削減した上で、給与削減対応分から5,000億円分の経費を移行してきたことになり、地方財政規模への増額効果は限定的である。

◆ **公債費 — 13.1兆円 (△0.3%)**

長年の公共事業の削減にともなう建設地方債発行の抑制で、13兆745億円と前年度より333億円の削減となった。公債費はここ10年ほどは微減傾向にあるが、一方で臨財債の残高は年々増加しており、地方債残高総額は高止まりの傾向にある。したがって、公債費も当面は横ばいで推移するだろう。

◆ **維持補修費 — 1.0兆円 (4.7%)**

1兆357億円と、前年度比4.7%増と大幅に増額しており、近年の政策課題となっている社会資本インフラの維持管理への対応が推察される。同経費はこれまであまり注目されてこなかったが、喫緊の課題への対応として今後の充実が求められる。

◆ **公営企業繰出金 — 2.6兆円 (△0.5%)**

公営企業債普通会計償還費の減少により、2兆5,612億円と0.5%減少している。下水道事業などの建設投資が年々縮小し、後年度の公債費負担の減少傾向が影響しているものとみられる。

◆ **水準超経費 — 0.9兆円 (24.0%)**

水準超経費は地財計画の技術的な理由から算入されているものである。

地財計画の歳入歳出は地方交付税の交付団体、不交付団体の区別なく積算されており、景気回復や税制改正にともない都市部の不交付団体の税収が増えると、計画上の財源不足が縮小し、地方交付税の所要額が構造的に過小評価され、交付団体の財源保障に支障を来してしまう。

そこで、不交付団体の標準行政経費を超えた税収の見込みに対して、これを相殺する包括的な経費として歳出側に水準超経費が設けられている。おおむね地方税の増減に対して水準超経費も比例的な傾向がある。

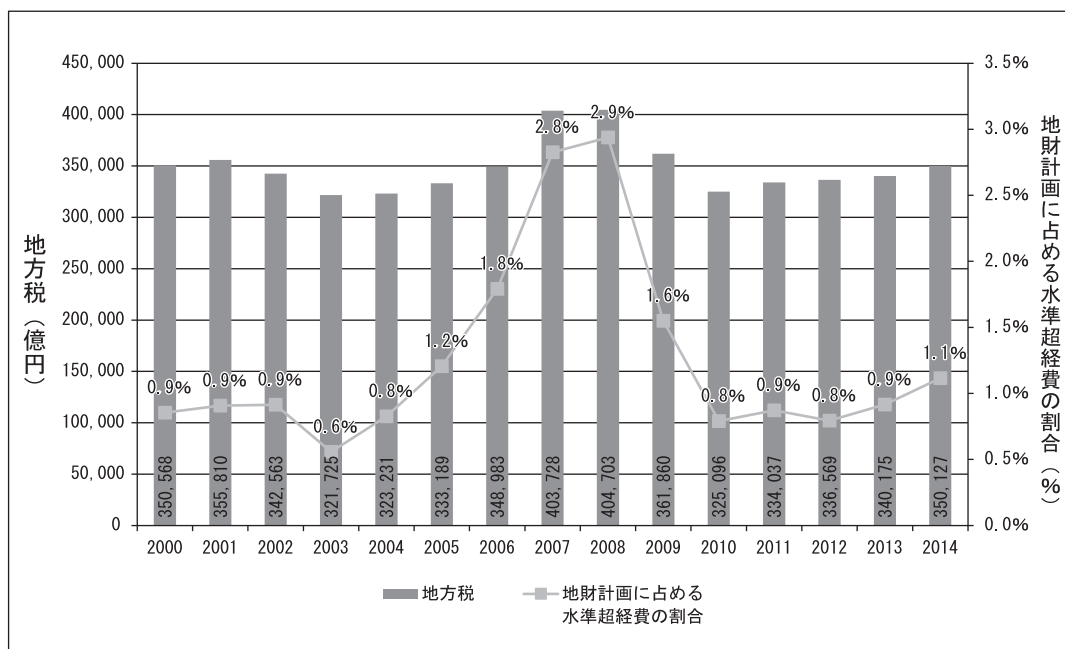
2000年度以降、計画規模が抑制傾向にあるなかでは、水準超経費の極端な増大は財源保障の対象となる経費全体を圧迫する恐れがある。

図表9は地財計画の地方税と地財計画に占める水準超経費の割合の推移である。

地方税見通しが過去最大となった2007、2008年度はおおむね40兆円に達し、これにともない水準超経費も2兆円を超え、地財計画に占める割合は3%近くまで上昇した。

このことは実質的な地財計画規模が2兆円近く圧縮されることを意味し、2008年度を例にとれば地財計画が83.4兆円に対し、水準超経費控除後で見ると実質的には80.9兆円しかないことになる。

<図表9> 水準超経費の動向



(資料) 前掲地財対策資料より作成

2014年度は消費増税などにより地方税が35.0兆円まで回復した結果、水準超経費は9,300億円と前年度を24%上回っており、計画規模に占める割合は1%程度である。地方税がほぼ同水準であった2000年度、2006年度の水準超経費の割合はそれぞれ0.9%、1.8%であり、不交付団体への地方税の偏在は2000年度を上回っているが、2006年度は下回っているとみられる。

これは2008年度に偏在是正対策として地方法人特別税・譲与税が導入されたことで、2006年度に比べて偏在是正の効果が表れていると考えられるが、2000年度と比べると近年の税收構造は偏在性が高い状況にある。

(2) 歳入

◆ 地方税 — 35.0兆円 (2.9%)

● 概況

地方税は35兆127億円と4年連続で増加見込みとなった。内訳では道府県税が約14兆7千億円(5.5%)、市町村税が約20兆4千億円(1.4%)と消費税や法人

関係税をもつ都道府県の伸びが高くなっている。

図表10で主な税目の増減状況を見ると、道府県税の増加は事業税や地方消費税などが大きく、企業業績の伸びに加え、事業税の一部復元や消費増税などの税制改正が寄与しているものとみられる。

一方減少については、税制改正にともなう自動車取得税率の引き下げが大きい。

市町村税の増加は法人住民税や固定資産税が大きく、減少は事業所税と市町村たばこ税の減収を含むその他の項目である。

<図表10> 地方税の収入見込み

		(億円)	
		収入見込み	昨年度比増減
道府県税	道府県民税（個人分）	46,616	349
	道府県民税（法人分）	7,508	708
	道府県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）	2,787	701
	事業税	28,219	3,110
	地方消費税	30,043	3,393
	自動車取得税	948	-952
	軽油引取税	9,442	209
	自動車税	15,480	-17
	その他	5,577	118
	小計	146,620	7,619
市町村税	市町村民税（個人分）	70,222	323
	市町村民税（法人分）	19,590	1,754
	固定資産税	87,041	1,073
	軽自動車税	1,909	57
	事業所税	3,464	-78
	都市計画税	12,266	278
	その他	9,694	-518
		小計	204,186
合計		350,806	10,508

(資料) 総務省HP「平成26年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）」より作成

◆ 地方譲与税 — 2.8兆円（17.4%）

地方譲与税は地方法人特別譲与税の増加により、2兆7,564億円と大幅な伸びを見込んでいる。既述のように地方法人税の導入にともない、地方法人特別税から事業税への一部復元をはかったことで減収となっているが、企業業績の改善を背景と

する増収によりこれを相殺している。

◆ **地方特例交付金 — 1,192億円 (△5.0%)**

住宅ローン減税にともなう個人住民税の減収対応が引き続き講じられている。

◆ **地方交付税 — 16.9兆円 (△1.0%)**

概況は既述の通りである。普通交付税算定については以下のような見通しとなる。

● **基準財政需要額**

需要額（臨財債振替前）の伸び率は、個別算定経費（地域経済・雇用対策費、創造事業費、公債費及び事業費補正除く）では道府県分約0.5%、市町村分約マイナス1.5%。包括算定経費では道府県分約マイナス6.0%、市町村分約マイナス6.5%と、過去5年間で比較すると個別算定経費の市町村分が初めてマイナスとなり、包括算定経費では道府県分、市町村分ともに最も高い減少率となっている。現時点ではこれらの具体的な要因は不明である。

なお、地方消費増税分に相当する需要額算入は、もっぱら国の制度上の社会保障給付費の地方負担分であり、義務的な経費であることから需要額への算入率は100%とする。

● **基準財政収入額**

収入額の増減見通しは、道府県分では地方消費税のほか、個人住民税均等割、法人住民税法人税割、事業税、地方法人特別譲与税などが増要因。たばこ税、自動車取得税が減要因。市町村分では個人住民税均等割、法人住民税法人割、固定資産税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金などが増要因。自動車取得税交付金が減要因となる。全体として増収要因が多くなっている。

なお、地方消費増税分は需要額と同様の理由から、基準税率100%で収入額に算入される。

● **行革関連の算定**

新設される創造事業費において、人件費削減等の行革実績が算定されることから、既存の地域振興費の「経常態容補正Ⅰ」で算定されていた歳出削減関連は補正係数ごと廃止され、創造事業費に移行する見込みである。

◆ **地方債 — 10.6兆円 (△5.3%)**

財源不足の圧縮による臨財債発行の抑制により10兆5,570億円に減少しており、4年連続の減少となった。ただし、過去3年間は臨財債の発行額がほぼ横ばいのなかで、建設地方債の発行が減少していたのに対し、2014年度は公共事業の増加にと

もない建設地方債はほぼ前年度並みとなり、臨財債が減少するかたちとなった。

◆ **国庫支出金 — 12.4兆円 (5.1%)**

社会保障関連経費の増加等により12兆4,491億円と5,988億円の増加が見込まれている。

◆ **使用料・手数料等 — 1.6兆円 (14.2%)**

高校授業料無償化制度の見直し（所得制限適用）にともなう公立高校授業料の一部復活が反映され、1兆5,862億円と大幅に増加している。

◆ **雑収入 — 4.0兆円 (0.5%)**

雑収入は微増の4兆59億円である。

◆ **全国防災事業一般財源充当分 — 控除 (113億円)**

東日本大震災復興増税にともなう個人住民税均等割の増税分（2013年度～2023年度）を超える全国防災事業（地財計画の東日本大震災分）の一般財源充当額の所要額の振替であり、前年度130億円を下回っている。

4. その他

(1) 合併算定替え終了にともなう算定の見直し（資料3 65～66ページ）

1999年の旧合併特例法改正にともない合併関連の財政対策が拡充し、その一環として2005年度末までに合併を決定した自治体について、10年間にわたり旧自治体単位で算定した普通交付税を合算する特例が適用されてきた。

2014年度以降、5年間にわたる算定替えの縮小段階に入る自治体が増加するなかで、合併自治体側では交付税の減少に対する懸念が広がりつつある。一昨年後半頃から、個別自治体、全県自治体レベルなどで広域化による支所機能の維持など、合併によるさまざまな行政経費が検証され⁽¹⁰⁾、昨年秋には全国合併市241団体により「合併算定替えに伴う財政対策連絡協議会」が設立され、11月27日付けで要望書を国に提出した。

(10) 2012年度秋以降、主に以下のような報告書がとりまとめられている（順不同）。愛媛県・市町交付税研究会「普通交付税算定見直しについて」、長崎県「長崎県合併市町財政対策研究会報告書」、大分県・県内合併市「合併市における普通交付税の算定方法等を考える研究会 中間とりまとめ」、島根県雲南市・岡山県真庭市・美作市・広島県安芸高田市「交付税制度研究会報告書」、秋田県「普通交付税の算定方法に関する研究会報告書」。

また、昨年6月には第30次地方制度調査会答申においても、広域化した合併自治体に対する財政対策の必要性が明記された。

こうした状況を踏まえ、国側も合併後の交付税算定のあり方を検討し、2014年度以降、以下の3点についておおむね2014年度以降5年程度で漸次見直される。

◆ 支所関連経費

合併により行政区域が広域化するなかで、周辺地域の住民サービスの確保の必要上、人口規模に比して多くの支所を要する。ところが現行の市町村分の需要額では、単位費用を算定する際の基準となる標準団体10万人の規模で2カ所の支所とされている⁽¹¹⁾。

そこで、総務省では、従来の支所算定と実態がかい離している事情を踏まえ、旧市町村役場を支所と見なして、所管区域人口8,000人で2.4億円（職員人件費・維持管理費1.7億円、旧市町村単位の地域振興関係費0.7億円）の経費を推計し「地域振興費」において加算することとした。

算定方式の導入は2014年度以降、合併算定が終了し一本算定に移行する自治体について3年間にわたり3分の1ずつ段階的に適用していく。これによる需要額の加算効果は総額3,400億円程度とみられている。

現段階で合併算定替えの完全終了によりおおむね9,500億円程度の需要額が減少する見込みであり、支所関連の算定により3分の1程度は相殺されることになる。

◆ 人口密度等への対応

消防、保健・福祉サービスなどは合併後も、人口密度が低い地域においても施設や人員配置の充実が必要となることから、人口密度等による補正係数を拡充する。具体的な適用項目は明らかではないが、例示した消防費や社会福祉費、衛生費などに新たな密度補正が加わることが予想される。

補正の見直しは2015年度以降行われる予定である。

◆ 標準団体の基準見直し

需要額の算定基礎となる単位費用は、標準団体の規模を設定して、それに要する

(11) 既述の合併自治体による検証報告によれば、包括算定経費（測定単位 人口）において算定されているという。単位費用の解説書（地方財務協会『地方交付税制度解説 単位費用編』）によれば、2006年度以前の旧算定においては需要額の「その他の諸費」（経常・投資）に標準団体の支所数「2」が明示されており、需要額に算入されていた。2007年度の新型交付税の導入にともない、その他の諸費から包括算定経費への移行にともない支所経費も算入された。ただし、当該資料では明示されておらず関係者からのヒアリングによる。

経費総額を積算し、単位当たりで算出される。

市町村分では人口10万人、面積160キロ平米などが標準規模となり、これらを基準に経費項目ごとの職員数、公共施設・設備数などが設定される。

ところが合併の進展により、全国的な市町村域の拡大が生じたことを踏まえて、標準団体の面積を拡大する予定である。これにより標準団体の施設数などの設定が見直され、単位費用に反映される。

この見直しについても2015年度以降行われる予定である。

合併算定替えの終了にともなう交付税の減少見通しは合併パターンによりさまざまであるが、算定の構造からして小規模自治体が数多く合併した自治体で減少幅が大きくなる傾向がある。財政力の低い合併自治体にとっては、交付税の大幅減は死活問題であり、今回の見直しに先だって各地で合併にともなう新たな需要が研究されたことは、交付税算定の見直しを自治体側から働きかける取り組みとしては適当であろう。

ただし、あえて苦言を呈するならば、合併当時、関係自治体はその効果として行財政基盤の強化を喧伝し、小泉改革のなかで合併しなければ地方交付税が減るといふ危機感のもとに合併したはずである。しかも、合併算定替え後の交付税の減少は当初から承知の上であり、広域化によりあげられている支所機能の維持や消防行政効率の問題などは想定範囲ではなかったのだろうか。

このような行政サービスの低下などのデメリットを認識する一方で、近年、合併検証報告書を取りまとめる自治体も増えているが、そこでは依然として紋切り型の合併メリット（行財政基盤の強化、組織体制の強化、広域行政への対応など）からみた肯定的な見解が主流であり、合併算定替えをめぐる切実な主張との温度差がみられる。

地方自治体は算定替えに代わる新たな算定基準の導入の前に、合併という規模拡大の手法が地方自治にもたらした弊害についても率直に認めるべきである。

（2） 特別交付税配分率変更の留保

特別交付税は、その算定内容の実態を踏まえ、2011年度の地方交付税法の改正により、配分割合の引き下げが行われることとなった。その後、東日本大震災の発生にともない、2014年度に5%、2015年度に4%と段階的に引き下げる延長措置が講じられた。しかし、職員派遣などの被災地以外の自治体経費や全国的な自然災害の多発状況

のなかで、2015年度まで現行の配分比率を維持することとなった。

(3) 既存施設の除却にともなう地方債充当（資料2 43ページ）

近年、1960年代から70年代に急設された公共施設等の維持更新の時期に入り、今後、大きな財政圧迫要因となることが懸念されている。地方自治体ではそれらの統廃合を含めた対応が求められるなかで、除却費用については地方財政法第5条の制約により地方債による財源確保はできず、基本的に一般財源により負担しなければならない。

2014年度以降は同法の附則改正をした上で、公共施設等総合管理計画の策定を要件として、特例的に起債充当を可能とする予定である。また、これにあわせて、公営企業債においても施設処分へ起債充当を全面的に可能とすることとした。

なお、2014年度は公共施設除却関連で300億円、公営企業関連で120億円を見積もっている。

ところで、地方財政法第5条は財源確保としての地方債発行を制限する非募債主義を原則とし、その例外として①公営企業の経費②出資・貸付金③地方債の借換④災害復旧等⑤公共または公用施設の建設費および用地取得のそれぞれの財源調達が認められている。災害復旧という緊急的対応という目的を除けば、その他はいずれも中長期的に債務の解消が可能な要件である。とりわけ公共事業関連の起債は、当該インフラの便益が後世代まで波及することから、その債務負担をそれらの世代に負わせることが適当であるという考え方によるものである。

今回の除却費用への起債充当はこうした法理に照らして、どのように解釈すればよいのだろうか。今後、国会における改正案の説明が注目される。現時点であえて解釈するとすれば、施設の存続による維持更新の将来的な財政負担を、除却により予防的に解消することで、将来世代にその負担を求めるという理由が考えられる。

いずれにしても非募債主義の考え方を大幅に見直す戦後以来の地方財政法の見直しである。

5. 2014年度地財計画にみえる課題

今回の地財対策はいわゆる各種「総額確保」という点では、自治体財政を量的には保障したといえるだろう。しかし、地方法人税の導入にせよ、行革算定にせよ、個別自治体の

財政運営の裁量に直接関わる見直しが行われており、地方自治・地方分権の視点から看過できない内容が散見される。本稿を締めくくるにあたり、いくつかの論点をあげておこう。

◆ 参画なき地方財政改革

地方法人税の創設にあたっては、既述のように総務省の「地方法人課税のあり方等に関する検討会」で方向が示され、これをきっかけに与党税調を経て政府の税制大綱へと至った。

そのなかで重要な方向づけを行った総務省検討会のメンバーには特別委員として富山県知事、大阪狭山市長、京都府井手町長が名を連ねたものの、あくまで有識者の一員という位置づけであり、各地方団体の意思を代表するものではなかった⁽¹²⁾。

法人住民税の事実上の国税化という自治体の課税権にも関わる重要な課題であることを踏まえれば、今回の制度改正にあたり、国と地方の協議の場（以下「協議の場」と呼ぶ）が活用されるべきであった。

協議の場に関する法律の第3条の2では、協議事項対象として「地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項」があげられている。招集権は内閣総理大臣にあるものの、必要に応じて議員による招集の要求が可能であり、当然、地方側のメンバーである地方六団体は、分科会の開催なども含めその権利を行使することができた。

今回の課題は分科会設置に十分値するものであった。なお、2013年12月12日に開催された協議の場では、新年度の地財対策の議題のなかで地方法人税改革が取り上げられたが、すでに与党税調等で方向が決定したあとの確認作業に終わった。

その意味で今回の格差是正を目的とする地方税制改革の国の決定は、参画なき意思決定として批判されるべきであり、その責任は当事者である地方六団体にもある。

◆ 懸念される自治体間の対立構造

地方法人税は実態として、都道府県間、市町村間における税収を取られる側と取る側の利害関係を顕在化させるものであり、自治体間の利害対立を生み出す可能性がある。しかも、これが地方交付税の原資に入り込むことにより、交付税制度における交付、不交付団体間の対立意識を生み出すことが懸念される。

(12) 検討会の第12回会議（2013年9月3日）で、全国知事会のいわゆる税源交換論が紹介された程度である。

これに加えて、創造事業費のようないわば「やった分だけもらえる」算定構造が定着するならば、わずかな交付税配分を獲得するために、他の自治体に比して国の努力目標に乗じる意識が交付税算定を通じて芽生え、それが自治体間競争をもたらすことが懸念される。

たとえば、2013年度のラスパイレス指数を行革算定基準とすれば、地方公務員給与の臨時削減実施の有無による交付税配分の優劣をつけることになり、削減実施自治体からすれば「努力した」のであるから配分は当然という意識をもつだろう。

財政調整という仕組みは調整する主体が国であれ自治体間であれ、ある地域の財源を他の地域に移転することになるわけであり、突き詰めれば地域間あるいは地方自治体間の対立構造が内在している。それゆえに制度を成立させるためには自治体間、さらには市民間の連帯の意識が不可欠であり、些細なきっかけでその意識に亀裂が入れば、それは財政調整制度の根幹を揺るがしかねないのである。

その意味で今回の税制改革がもたらす影響を自治体関係者は、地方全体の問題としてとらえるべきである。

◆ 原点に戻ること

地財計画は2000年代半ばから「一般財源総額確保」という目標を達成するためにいわばパッチワーク的な財政対策を重ねてきた。たとえば2007年度の頑張る地方応援プログラム、2008年度の地方再生対策費、2009年度以降の別枠加算と地域雇用対策費にはじまる歳出特別枠、さらに今回の創造事業費などである。

そもそも「一般財源総額確保」という文言が明記されたのは2004年6月にまとめられた政府の骨太方針2004の頃であった。方針では「地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する」と明記され、これ以後、地財計画の説明資料においても「一般財源総額確保」という成果が強調されるようになった。

この背景には同年度にいわゆる「交付税ショック」といわれる地方交付税の大幅削減が行われ、地方側から財源保障に対する批判の声が強まるなかで、「予見可能性を高める」ような「安定的な財政運営」を担保する地方自治体への配慮があったものとみられる。

しかし、その後の総額確保はそれ自体が目的となり、年々の地財折衝において上記のようなパッチワーク的な包括経費を重ね、地財計画の質より量が重視されるようになった。

しかも、うがった見方をすれば、集中改革プラン等（2005～2011年）、頑張る地方応援プログラムにおける行革算定、地方法人特別税・譲与税の創設（2008年度）⁽¹³⁾など、その時々で地方自治体の「汗」を求めることで、地財折衝における総額確保に説得力をもたせてきたとみることができる。

確かに90年代までのような財政規模拡大の時代から、2000年代以降、国地方の財政再建路線が強まり、現状維持ですら厳しいなかでは、財源対策が技術指向になりがちである。

しかし、仮にも地財計画を通じて決定される地方交付税の目的は、地方交付税法に規定されているように「合理的、且つ、妥当な水準を維持する」（第3条第3項）ことを目的とし、それゆえに普通交付税の単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費」（第2条の6）を算定するのであり、いわば地方行政として普遍的な経費が財源保障の基本となるべきである。

したがって、地方交付税の算定の大枠となる地財計画においても、少なくとも暫定的な経費の積算が拡大するのは避けられるべきであり、必要な経費は既存の項目に算入することが法に照らした基本である。また、創造事業費のように臨時的な経費から一般行政経費に算入された場合でも、経費削減を経費と見なすような矛盾した内容や地域振興実績のような取り組みに応じて経費が生じる内容は、普遍性という点ではやはりなじまないと考える。

これまで述べてきたような地方財政の諸改革が混在するなかでは、個別の動向に目を奪われがちであるが、改めて各種関連法制度の趣旨や基本ルールなどの原点に立ち戻りつつ、地方税や地方譲与税、地方交付税などの地方財政の全体を俯瞰し、そのあり方を検討する必要がある。

その主体となるのは、しばしば指摘しているように地方自治体である。地財計画や地方交付税の算定を通じた標準行政の姿は国が策定するものであるが、その基礎にあるのは各自治体が行き届く住民サービスの総体である。したがって、行革を進めれば自ずと標準行政の縮小要因となり、福祉などにおける新たな単独事業が多く自治体で取り組まれるならば、当然これは地財計画を通じて地方交付税の算定に反映されるべきである。

(13) 事業税の2分の1を国税化し、譲与税として人口と従業員数で再配分することで、東京都などへの税源の集中を緩和した。この結果地財計画上の不交付団体の水準超経費の縮小相当分を活用して、臨時経費として地方再生対策費4,000億円が創設された。

「総額確保」に甘んじることなく、中身のある財源保障枠を形成する最終的な責任は地方側にある。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：地方財政対策／一般財源総額／地方交付税／
地方法人税／地域の元気創造事業費／別枠加算／
地方法人特別税・譲与税／合併算定替え

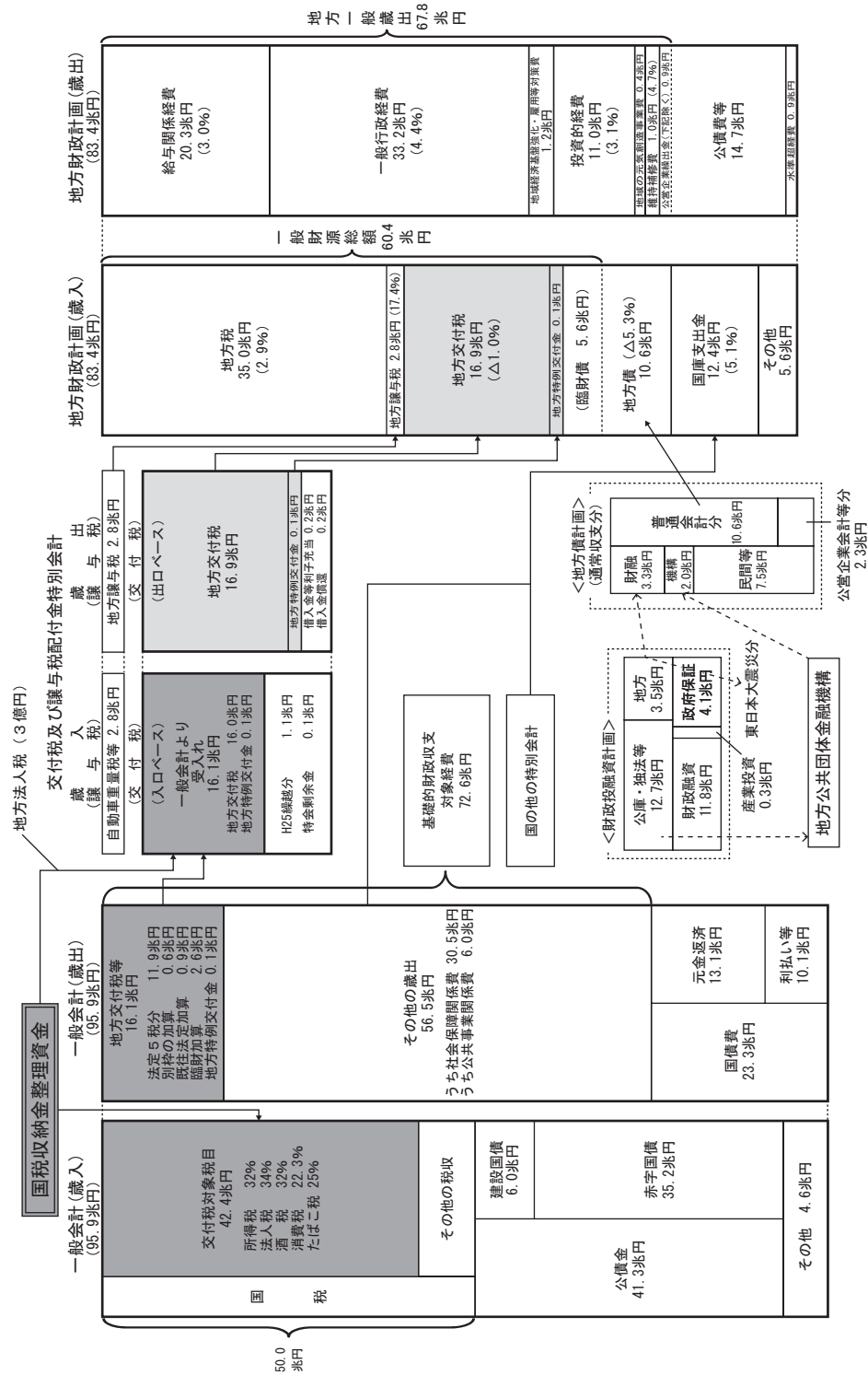
【参考文献】

拙著『財政の自治』公人社、2013年

半谷俊彦「ドイツ地方財政にみる税源交換の事例」『地方税』2013年11月号、地方財務協会

高木健二「地方法人2税の再配分と地方交付税」『自治総研』2008年1月号、地方自治総合研究所
地方財務協会「地方財務」各号

＜資料1＞ 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成26年度当初）



※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

(資料) 参議院総務委員会調査室「地方財政データベース」の図を元に作成

<資料2>

平成26年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成25年12月24日

1. 通常収支分

- (1) 一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保

一般財源総額 60.4兆円(+0.6兆円、前年度 59.8兆円)

- ・ 地方税 35.0兆円(+1.0兆円、前年度 34.0兆円)
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.9兆円(+0.4兆円、同 2.5兆円)
- ・ 地方交付税 16.9兆円(▲0.2兆円、同 17.1兆円)
- ・ 臨時財政対策債 5.6兆円(▲0.6兆円、同 6.2兆円)

<参考> 社会保障の充実分等の地方負担額 0.35兆円

- (2) 歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- ・ 歳出特別枠(25.15兆円)については、地域の元気創造事業への振り替え分(0.3兆円)を含めて実質的に前年度水準を確保(26.12兆円)
- ・ 交付税の別枠加算(25.99兆円)については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保(26.61兆円)

- (3) 緊急防災・減災事業費、地域の元気創造事業費の増額確保

- ・ 緊急防災・減災事業費 0.5兆円(前年度 0.45兆円)
- ・ 地域の元気創造事業費 0.35兆円(同 0.3兆円(地域の元気づくり事業費))

※交付税の算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映して配分

<参考>平成25年度は、給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置として計上

- (4) 一般財源総額を確保した上で、赤字地方債である臨時財政対策債を抑制

- ・ 臨時財政対策債 5.6兆円(▲0.6兆円、前年度 6.2兆円)

- (5) 地方法人税の交付税原資化

- ・ 法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税を創設
- ・ 地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.6兆円確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		26年度 A	25年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税・地方譲与税等	37.9	36.5	1.4	3.8
	地方交付税	16.9	17.1	▲ 0.2	▲ 1.0
	国庫支出金	12.5	11.9	0.6	5.1
	地方債	10.6	11.2	▲ 0.6	▲ 5.3
	臨時財政対策債	5.6	6.2	▲ 0.6	▲ 9.9
	臨時財政対策債以外	5.0	4.9	0.0	0.5
	その他	5.6	5.4	0.2	4.0
	計	83.4	81.9	1.5	1.8
一般財源総額		60.4	59.8	0.6	1.0
(水準超経費除き)「一般財源」		59.4	59.0	0.4	0.7
歳 出	給与関係経費	20.3	19.7	0.6	3.0
	退職手当以外	18.5	17.8	0.7	3.9
	退職手当	1.9	2.0	▲ 0.1	▲ 5.0
	一般行政経費	33.2	31.8	1.4	4.4
	うち 地域の元気創造事業費	0.35	—	皆増	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.5	▲ 0.3	▲ 20.1
	公債費	13.1	13.1	▲ 0.0	▲ 0.3
	投資的経費	11.0	10.7	0.3	3.1
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	—	皆増	皆増
	給与の臨時特例対応分	—	0.8	皆減	皆減
	緊急防災・減災事業費	—	0.45	皆減	皆減
	地域の元気づくり事業費	—	0.3	皆減	皆減
	その他	4.5	4.3	0.2	5.0
計	83.4	81.9	1.5	1.8	

※精査中のものであり、今後、異動する場合があります。

平成26年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成25年12月24日

I 平成26年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	83兆3,700億円程度	(前年度比+1兆4,500億円程度、+1.8%程度)
② 地方一般歳出	67兆7,500億円程度	(同 +1兆3,300億円程度、+2.0%程度)
③ 一般財源総額	60兆3,577億円	(同 +6,050億円、+1.0%)
・ 水準超経費除き	59兆4,277億円	(同 +4,250億円、+0.7%)
④ 地方交付税の総額	16兆8,855億円	(25 17兆 624億円、▲ 1,769億円、▲1.0%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	37兆7,691億円	(25 36兆3,645億円、+1兆4,046億円、+3.9%)
⑥ 臨時財政対策債	5兆5,952億円	(25 6兆2,132億円、▲ 6,180億円、▲9.9%)
⑦ 財源不足額	10兆5,938億円	(25 13兆2,808億円、▲2兆6,870億円、▲20.2%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	5,723億円	(25 6,198億円、▲475億円、▲7.7%)
② 規模	1兆9,600億円程度	(25 23,347億円、▲3,700億円程度、▲16.0%程度)
(2) 全国防災事業		
直轄・補助事業	1,700億円程度	(25 1,773億円、▲100億円程度、▲3.0%程度)

II 通常収支分

地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成26年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 60兆3,577億円（前年度比 +6,050億円、+1.0%）
 一般財源（水準超経費除き）の総額 59兆4,277億円（同 +4,250億円、+0.7%）
 ※ 一般財源比率 65.7%程度（㉑65.4%）

- 地方税 35兆 127億円（前年度比 +9,952億円、+ 2.9%）
- 地方譲与税 2兆7,564億円（同 +4,094億円、+17.4%）
- 地方交付税 16兆8,855億円（同 ▲1,769億円、▲1.0%）
- 地方特例交付金 1,192億円（同 ▲ 63億円、▲ 5.0%）
- 臨時財政対策債 5兆5,952億円（同 ▲6,180億円、▲ 9.9%）

地方債総額 10兆5,570億円（前年度比 ▲5,947億円、▲5.3%）
 臨時財政対策債 5兆5,952億円（同 ▲6,180億円、▲9.9%）
 臨時財政対策債以外 4兆9,618億円（同 + 233億円、+0.5%）

- 通常債 4兆1,818億円（前年度比 +433億円、+ 1.0%）
- 財源対策債 7,800億円（同 ▲200億円、▲ 2.5%）

2 地方交付税の確保

地方交付税 16兆8,855億円（前年度比 ▲1,769億円、▲1.0%）

- | | | |
|------------------|--|------------|
| ① 地方交付税の法定率分等 | | 12兆6,669億円 |
| ▪ 国税5税分の法定率分 | | 12兆2,191億円 |
| ▪ 地方法人税の法定率分 | | 3億円 |
| ▪ 国税決算精算分（⑲、⑳）等 | | ▲ 3,145億円 |
| ▪ 交付税特別会計借入金償還額 | | ▲ 2,000億円 |
| ▪ 交付税特別会計借入金支払利子 | | ▲ 1,729億円 |
| ▪ 平成25年度からの繰越金 | | 1兆1,349億円 |

- ② 一般会計における加算措置等 4兆2,186億円
 - 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等、剰余金の活用） 9,648億円
 - 別枠の加算 6,100億円
 - 臨時財政対策特例加算 2兆6,438億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
地方交付税	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9

3 歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- 歳出特別枠については、地域の元気創造事業への振り替え分（3,000億円）を含めて実質的に前年度水準を確保
- 交付税の別枠加算については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保

- 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1兆1,950億円（㉕1兆4,950億円）
- 別枠の加算 6,100億円（㉕ 9,900億円）

4 財源不足の補填

平成26年度における財源不足 10兆5,938億円（㉕13兆2,808億円）
 うち折半対象財源不足 5兆2,877億円（㉕ 7兆2,091億円）

- 平成26年度から平成28年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成26年度においては、以下のとおり財源不足を補填

- 【折半対象以外の財源不足】 5兆3,061億円
 - ① 財源対策債の発行 7,800億円
 - ② 地方交付税の増額による補填 1兆5,748億円
 - 一般会計における加算措置（既往法定分等） 8,648億円
 - 別枠の加算 6,100億円
 - 交付税特別会計剰余金の活用 1,000億円
 - ③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 2兆9,513億円

【折半対象財源不足】	5兆2,877億円
① 地方交付税の増額による補填(臨時財政対策特例加算)	2兆6,438億円
② 臨時財政対策債の発行(臨時財政対策特例加算相当額)	2兆6,438億円

5 地方法人税の交付税原資化

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税を創設
 - 地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化
- ※ 上記の偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上（実際に偏在是正効果が生ずる平成27年度以降に措置）

6 緊急防災・減災事業費、地域の元気創造事業費の増額確保

地方公共団体が、防災・減災事業や地域経済の活性化に対処できるよう、歳出の重点化・効率化を図りながら事業費を増額確保

- 緊急防災・減災事業費 5,000億円（**㊦**4,550億円）
 - 地域の元気創造事業費 3,500億円（**㊦**3,000億円（地域の元気づくり事業費））
- ※ 交付税の算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映して配分
 <参考>平成25年度は、給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置として計上

7 地方財政の健全化

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比 ▲6,180億円）
 - 交付税特別会計借入金を償還 2,000億円 （同 +1,000億円）
- 臨時財政対策債の発行額
 - 折半ルール分 2兆6,438億円（前年度比 ▲9,607億円、▲26.7%）
 - 元利償還金分等 2兆9,513億円（同 +3,427億円、+13.1%）

8 平成26年度の社会保障の充実

消費税・地方消費税の引上げにより地方の財源を確保するとともに、社会保障の充実分等の所要額を計上

- 財源の確保
 - 地方消費税の引上げ 4,696 億円
 - 消費税の交付税法定率分の充実 2,334 億円
- 社会保障の充実分等の地方負担額
 - 社会保障の充実分 2,713 億円
 - 社会保障4経費の公経済負担増分 778 億円

9 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請することとし、これに伴う地方財政措置を講じる

- 総合的かつ計画的な管理のために必要な計画の作成に要する経費について、特別交付税措置
- 計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く）の除却について、地方債の特例措置（地方財政法を改正）
 - 地方債計画計上額 300 億円（一般単独事業（一般）の内数）

10 第三セクター等改革推進債の経過措置

第三セクター等改革推進債の起債は平成25年度が期限であるが、平成25年度末までに抜本的改革に着手していながらその完了が間に合わなかった地方公共団体については、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講じる（地方財政法を改正）

Ⅲ 東日本大震災分

1 震災復興特別交付税

地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税	5,723億円
	(前年度比 ▲ 475 億円、▲ 7.7%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	3,719 億円
② 地方単独事業分	1,085 億円
▪ 単独災害復旧事業	380 億円
▪ 中長期職員派遣、除染等	705 億円
③ 地方税等の減収分	919 億円
▪ 地方税法等に基づく特例措置分	819 億円
▪ 条例減免分	100 億円

※ 震災復興特別交付税の平成 23～26 年度分の累計額は 3 兆 4,835 億円

2 全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する全国防災事業（直轄・補助事業）を1,700億円程度計上

緊急防災・減災事業について

平成26年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債による措置を継続することとし、平成26年度については5,000億円計上

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成26年度から平成28年度まで

（平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討）

※ 全国防災事業費(直轄・補助事業の地方負担分)については、東日本大震災分の地方財政計画に全国防災事業費として983億円を計上し、全国防災事業債(充当率100%、交付税措置率80%)により措置。

地域の元気創造事業費について

○ 地域経済活性化に取り組むための財源として、地方財政計画の一般行政経費に「地域の元気創造事業費」(3,500億円)を計上
 ※ 平成27年度以降、地方法人課税の偏在是正により生じる財源を活用して増額することを検討

○ 地域の元気創造事業に係る財政措置

- ・ 普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定
- ・ 算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や経済活性化の成果指標を反映
- ・ 各地方公共団体の様々な行革努力や地域経済活性化の努力を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定
- ・ 上記の算定について、当分の間の措置とし、地方公共団体の取組を息長く支援

(算定に用いる指標案)

		都道府県分	市町村分
地域経済 活性化の 成果	産業 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次産業産出額 ・ 製造品出荷額 ・ 小売業年間商品販売額 ・ 延べ宿泊者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業産出額 ・ 製造品出荷額 ・ 小売業年間商品販売額
	雇用 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者就業率 ・ 従業者数 ・ 事業所数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者就業率 ・ 従業者数 ・ 事業所数
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり県民所得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり地方税収 ・ 転入者人口比率
行革努力の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数削減率 ・ ラスパイレス指数 ・ 人件費削減率 ・ 人件費を除く経常的経費* 削減率 ・ 地方債残高削減率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数削減率 ・ ラスパイレス指数 ・ 人件費削減率 ・ 人件費を除く経常的経費* 削減率 ・ 地方債残高削減率

* 物件費、補助費等、繰出金の合計

平成26年度の社会保障の充実について

平成26年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用して、

- ・ 少子化対策分野における「待機児童解消加速化プラン」の推進等の保育緊急確保事業
- ・ 医療・介護分野における国民健康保険等の低所得者の保険料軽減制度の拡充

などの措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担額（2,713億円）について地方財政措置を講じることとしている。

平成26年度社会保障の充実の項目

※計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

○少子化対策 公費負担:3,060億円(国:1,444億円、地方:1,616億円)

【主な項目】

・ 保育緊急確保事業 公費負担:2,307億円 (国:1,043億円、地方:1,264億円)

○医療・介護 公費負担:1,892億円(国:795億円、地方:1,097億円)

【主な項目】

・ 医療機能の分化・連携等のための医療機関等への財政支援 公費負担:544億円 (国:362億円、地方:181億円)

・ 国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充 公費負担:612億円 (地方:612億円)

・ 難病・小児慢性特定疾患に係る医療費助成制度の確立 公費負担:298億円 (国:126億円、地方:172億円)

○年金 公費負担:10億円(国:10億円)



社会保障の充実分の合計 公費負担:4,962億円(国:2,249億円、地方:2,713億円)

<その他、社会保障4経費の公経済負担増分(地方分)として、778億円がある。>

(参考) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)に基づく社会保障制度改革の概要

分野	主な改革項目	改革実施時期	法案提出時期
少子化対策	子ども・子育て関連法(成立済)の着実な実施 ※待機児童解消に向けた保育緊急確保事業は26年度に実施	平成27年度目途	—
医療	①医療機能報告制度、地域医療ビジョンの策定 ②ビジョン実現のための都道府県の役割強化、新たな財政支援制度 等	平成29年度までを目途(順次実施)	平成26年通常国会を目指す(医療法等)
	①国保への財政支援の拡充、運営主体の見直し ②国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充 等	平成26年度から平成29年度までを目途(順次実施)	平成27年通常国会を目指す(国保法等)
	①都道府県の超過負担の解消 ②安定的な医療費助成制度の確立	平成26年度目途	平成26年通常国会を目指す(新規立法等)
介護	①地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業や要支援者への支援の見直し ②第一号保険料の低所得者軽減措置 等	平成27年度目途	平成26年通常国会を目指す(介護保険法)

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進

- 過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、地方公共団体に対し、公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進を要請
- 上記の推進にあたり必要な計画（公共施設等総合管理計画）の作成に要する経費について特別交付税措置を実施
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

1. 公共施設等総合管理計画

地方公共団体に対し、以下の内容等を定めた計画の作成を要請

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
（例）公共施設等の状況（数、延べ床面積等）
財政状況、人口動態 など
- ・ 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針
（例）統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方
総量等に関する数値目標 など

2. 計画の策定に係る支援

- ・ 各地方公共団体において、人口動向や財政・施設の状況等の地域の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画を作成することができるよう、留意事項等を助言
- ・ 計画作成に要する経費について特別交付税措置 措置率 1 / 2

3. 計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置

- ・ 計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く）の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法を改正）
- ・ 特例期間 平成26年度以後の当分の間
- ・ 地方債の充当率 75%（資金手当）
- ・ 地方債計画計上額 300億円（一般単独事業（一般）の内数）

※ なお、公営企業については、水道施設等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げる（地方債計画計上額 120億円（公営企業債各事業の内数の計））

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成26年度 （見込）	平成25年度
歳	入 合 計 ①	833,700 程度	819,154
地	方 税 ②	350,127	340,175
地	方 譲 与 税 ③	27,564	23,470
地	方 特 例 交 付 金 ④	1,192	1,255
地	方 交 付 税 ⑤	168,855	170,624
地	方 債 ⑥	105,570	111,517
	うち臨時財政対策債 ⑦	55,952	62,132
全	国 防 災 事 業 分 ⑧	▲ 113	▲ 130
一	般 財 源 充 当 分		
主 な 地 方 財 政 関 係 指 標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	603,577	597,526
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧}{①}$	65.7% 程度	65.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	12.7% 程度	13.6%

（参考）

○ 地方の借入金残高 200兆円程度（平成26年度末見込み）

（東日本大震災分を含む）

※平成25年度末見込み 201兆円程度

○ 交付税特別会計借入金残高 33.1兆円（平成26年度末見込み）

※平成25年度末見込み 33.3兆円

1. 平成26年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目		平成26年度 (見込)	平成25年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	350,127 億円	340,175 億円	2.9 %
	地 方 譲 与 税	27,564 億円	23,470 億円	17.4 %
	地 方 特 例 交 付 金	1,192 億円	1,255 億円	▲ 5.0 %
	地 方 交 付 税	168,855 億円	170,624 億円	▲ 1.0 %
	地 方 債	105,570 億円	111,517 億円	▲ 5.3 %
	うち臨時財政対策債	55,952 億円	62,132 億円	▲ 9.9 %
	全 一 般 財 源 災 害 事 業 分	▲ 113 億円	▲ 130 億円	▲ 13.1 %
歳 入 合 計	約 833,700 億円	819,154 億円	約 1.8 %	
「 一 般 財 源 」		603,577 億円	597,526 億円	1.0 %
(水 準 超 経 費 を 除 く)		594,277 億円	590,026 億円	0.7 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 203,400 億円	197,479 億円	約 3.0 %
	退 職 手 当 以 外	約 184,800 億円	177,892 億円	約 3.9 %
	退 職 手 当	約 18,600 億円	19,587 億円	約 ▲ 5.0 %
	一 般 行 政 経 費	約 332,300 億円	318,257 億円	約 4.4 %
	うち単独分	約 139,600 億円	139,993 億円	約 ▲ 0.3 %
	うち地域の元気創造事業費	3,500 億円	— 億円	皆増
	地 雇 用 等 基 盤 強 化 ・ 策 費	11,950 億円	14,950 億円	▲ 20.1 %
	公 債 費	約 130,700 億円	131,078 億円	約 ▲ 0.3 %
	投 資 的 経 費	約 110,000 億円	106,698 億円	約 3.1 %
	うち単独分	約 52,300 億円	50,030 億円	約 4.5 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	— 億円	皆増
	給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	— 億円	7,550 億円	皆減
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	— 億円	4,550 億円	皆減
	地 域 の 元 気 づ くり 事 業 費	— 億円	3,000 億円	皆減
	公 営 企 業 繰 出 金	約 25,600 億円	25,753 億円	約 ▲ 0.5 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 16,100 億円	16,376 億円	約 ▲ 1.5 %
	水 準 超 経 費	9,300 億円	7,500 億円	24.0 %
歳 出 合 計	約 833,700 億円	819,154 億円	約 1.8 %	
(水 準 超 経 費 を 除 く)		約 824,400 億円	811,654 億円	約 1.6 %
地 方 一 般 歳 出		約 677,500 億円	664,200 億円	約 2.0 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

2. 平成26年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		平成26年度 (見込)	平成25年度	増減率 (見込)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	5,723 億円	6,198 億円	▲ 7.7 %
	国 庫 支 出 金	約 13,400 億円	16,895 億円	約 ▲ 21.0 %
	地 方 債	455 億円	233 億円	95.3 %
	計	約 19,600 億円	23,347 億円	約 ▲ 16.0 %
歳 出	直 轄 ・ 補 助 事 業 費	約 17,400 億円	21,090 億円	約 ▲ 17.6 %
	地 方 単 独 事 業 費	2,004 億円	2,115 億円	▲ 5.2 %
	うち地方税等の減収見合い歳出	919 億円	895 億円	2.7 %
	計	約 19,600 億円	23,347 億円	約 ▲ 16.0 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		平成26年度 (見込)	平成25年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	679 億円	123 億円	452.0 %
	一 般 財 源 充 当 分	113 億円	130 億円	▲ 13.1 %
	国 庫 支 出 金	約 700 億円	800 億円	約 ▲ 8.0 %
	地 方 債	983 億円	973 億円	1.0 %
	雑 収 入	10 億円	5 億円	100.0 %
計	約 2,500 億円	2,031 億円	約 24.1 %	
歳 出	全 国 防 災 対 策 費 に 係 る 直 轄 ・ 補 助 事 業 費	約 1,700 億円	1,773 億円	約 ▲ 3.0 %
	公 債 費	802 億円	258 億円	210.9 %
	計	約 2,500 億円	2,031 億円	約 24.1 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考)

平成26年度地方財政収支見通しの概要 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		平成26年度 (見込)	平成25年度	増減率 (見込)	
歳 入	地 方 税	350,806 億円	340,298 億円	3.1 %	
	地 方 譲 与 税	27,564 億円	23,470 億円	17.4 %	
	地 方 特 例 交 付 金	1,192 億円	1,255 億円	▲ 5.0 %	
	地 方 交 付 税	174,578 億円	176,822 億円	▲ 1.3 %	
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	168,855 億円	170,624 億円	▲ 1.0 %	
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	5,723 億円	6,198 億円	▲ 7.7 %	
	地 方 債	107,008 億円	112,723 億円	▲ 5.1 %	
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	55,952 億円	62,132 億円	▲ 9.9 %	
	歳 入 合 計	約 855,800 億円	844,532 億円	約 1.3 %	
	「 一 般 財 源 」	610,092 億円	603,977 億円	1.0 %	
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 203,400 億円	197,479 億円	約 3.0 %	
	退 職 手 当 以 外	約 184,800 億円	177,892 億円	約 3.9 %	
	退 職 手 当	約 18,600 億円	19,587 億円	約 ▲ 5.0 %	
	一 般 行 政 経 費	約 332,300 億円	318,257 億円	約 4.4 %	
	う ち 単 独 分	約 139,600 億円	139,993 億円	約 ▲ 0.3 %	
	う ち 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	3,500 億円	— 億円	皆 増	
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	11,950 億円	14,950 億円	▲ 20.1 %	
	公 債 費	約 130,700 億円	131,078 億円	約 ▲ 0.3 %	
	投 資 的 経 費	約 110,000 億円	106,698 億円	約 3.1 %	
	う ち 単 独 分	約 52,300 億円	50,030 億円	約 4.5 %	
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	— 億円	皆 増	
	給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	— 億円	7,550 億円	皆 減	
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	— 億円	4,550 億円	皆 減	
	地 域 の 元 気 づ くり 事 業 費	— 億円	3,000 億円	皆 減	
	公 営 企 業 繰 出 金	約 25,600 億円	25,753 億円	約 ▲ 0.5 %	
	う ち 企 業 債 償 還 費 普通会計負担分	約 16,100 億円	16,376 億円	約 ▲ 1.5 %	
	水 準 超 経 費	9,300 億円	7,500 億円	24.0 %	
	大 東 震 災 分	復 旧 ・ 復 興 事 業 費	約 19,600 億円	23,347 億円	約 ▲ 16.0 %
	全 国 防 災 事 業 費	約 2,500 億円	2,031 億円	約 24.1 %	
	歳 出 合 計	約 855,800 億円	844,532 億円	約 1.3 %	
地 方 一 般 歳 出	約 698,700 億円	689,302 億円	約 1.4 %		

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和54年度	13.0	12.6	11.6	9.2
55	7.3	6.0	16.5	5.0
56	7.0	5.5	13.4	7.9
57	5.6	4.5	11.7	7.0
58	0.9	0.2	▲ 0.1	▲ 4.9
59	1.7	0.3	6.8	▲ 3.9
60	4.6	3.5	10.6	10.9
61	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常取支分の伸率である。

(参 考 2)

地 方 債 等 関 係 資 料

年 度	地 方 債 額 計 画 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 額 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和54年度	49,007	8,901	12.6	34
55	44,276	▲4,731	10.6	39
56	42,700	▲1,576	9.6	43
57	38,100	▲4,600	8.1	47
58	50,011	11,911	10.5	52
59	47,602	▲2,409	9.9	55
60	39,500	▲8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲3,118	13.6	201
25	111,517	▲137	13.6	201程度 (見込)
26	105,570	▲5,947	12.7	200程度 (見込)

<資料3>

平成26年度 普通交付税の算定方法の改正について

1 消費税・地方消費税の引上げに伴う算定

消費税・地方消費税引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、基準財政需要額に100%算入することとしていること。

また、地方消費税引上げによる増収は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであること及び地方消費税の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、基準財政収入額に当面100%算入することとしていること。

2 「地域の元気創造事業費（仮称）」の算定

【3,500億円程度（新規）】

地方財政計画に計上することとしている「地域の元気創造事業費」（3,500億円）に対応し、新たな費目「地域の元気創造事業費（仮称）」を設けて、地域経済活性化の取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定することとしていること。その際、各団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映することとしていること。

（算定額）

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2,250億円程度	375億円程度	2,625億円程度

3 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」（H26年度地方財政計画：1兆1,950億円） に対応した算定

地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により、5,900億円程度（道府県分2,925億円程度、市町村分2,975億円程度）、既存費目の単位費用への算入により6,050億円程度（道府県分2,795億円程度、市町村分3,255億円程度）を算定することとしていること。

4 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしている支所の財政需要について、平成26年度から3年間かけて加算することとしているほか、人口密度等による需要の割増や標準団体の設定等について、引き続き検討を行うこととしていること。

平成26年度普通交付税額の推計について

個別算定経費

A1

(地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費(仮称)及び公債費・事業費補正を除く)

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分+0.5% 市町村分△1.5%

留意事項

A1

a~c

○当該団体で推計

+

包括算定経費

A2

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分△6.0% 市町村分△6.5%

+

地域経済・雇用対策費

A3

○当該団体で推計

+

地域の元気創造事業費(仮称)

○当該団体で推計 別添資料3を参照

+

公債費・事業費補正

A4

○当該団体で推計

|

臨時財政対策債

○当該団体で推計 別添資料6を参照

|

基準財政収入額

A5

○当該団体で推計

||

普通交付税額

A 1

個別算定経費の留意点

前年度算定時の個別算定経費から地域の元気創造事業費(仮称)、地域経済・雇用対策費及び公債費・事業費補正を除いた経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体を基礎として伸率を算出したものであるので、団体の規模(人口・面積)・態容等により異なる点に留意し、勘案すること。

A 1
a~c

留意事項

a. 測定単位の変動による増減

《教職員数、児童・生徒数等の毎年の更新》

b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《生活保護扶助者数、介護サービス受給者数等の変動》

c. 補正係数の見直し等による増減

《歳出削減に要する経費に係る経常態容補正の廃止等》

A1-a~c

a. 測定単位の変動による増減

《教職員数、児童・生徒数等の毎年の更新》

○**教職員数等の更新（毎年）**

- ・教職員数(5月1日現在標準法定数見込み)
- ・児童、生徒数(5月1日現在見込み)

b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《生活保護扶助者数、介護サービス受給者数等の変動》

○**三位一体の改革により創設された補正は、平成25年度と同様に適用**

- ・義務教育費国庫負担金
- ・都道府県調整交付金
- ・公立保育所運営費
- ・公営住宅家賃対策等補助等

c. 補正係数の見直し等による増減

《歳出削減に要する経費に係る経常態容補正の廃止等》

① **補正の新設・廃止等**

- ・歳出削減に要する経費に係る経常態容補正の廃止

② **その他**

最近の決算の状況等を踏まえ、普通態容補正の個別係数等の補正係数を見直すことがあること。

A 2

包括算定経費の留意点

前年度算定時の包括算定経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体を基礎として伸率を算出したものであるため、団体の規模(人口・面積)により異なる点に留意し、勘案すること。

A 3

地域経済・雇用対策費の留意点

前年度と同様の指標により、5,900億円程度(道府県分2,925億円程度、市町村分2,975億円程度)を算定する予定。

A 4

公債費・事業費補正の留意点

① 新規に発行したもの、据置期間が終了して元利償還金が大きく増額するものに留意。

・臨時財政対策債 ・財源対策債 ・合併特例債 等

② 償還が終了するものについて漏れなく反映し、過大に見積もらないこと。

・地域総合整備事業債 ・辺地、過疎対策事業債 ・地方税減収補填債
・臨時財政特例債 ・臨時地方道整備事業債 等

基準財政収入額

A 5

①法人関係税及び利子割（交付金）

25年度調定見込額（10月照会）×乗率×0.75 + 精算見込額

- 法人税割の乗率 道府県1.09、市町村1.10
- 法人事業税の乗率 道府県1.11
- 利子割の乗率 道府県1.14
- 利子割交付金の乗率 市町村1.07

※法人関係税の調定見込額は、現事業年度分のみ対象（ただし、法人事業税の外形標準課税分は除く）

②地方消費税（交付金） 地方消費税の引上げによる増収分は100%算入

<道府県> 前年度の基準財政収入額×1.14

<市町村> 前年度の基準財政収入額×1.25

※上記乗率は、100%算入反映後の乗率

③その他の税目

前年度の各税目毎の基準財政収入額 × 地財計画の増減率

※1 基準財政収入額の推計に際しては、別添「基準財政収入額の推計に係る留意事項」を参照

※2 基準財政収入額の算定においては、各団体の当該年度の予算額ではなく前年度収入実績を基礎として算定。

+

税源移譲相当額（個人住民税） 100%算入

○当該団体で推計

+

地方法人特別譲与税<道府県> ×0.75

25年度譲与見込額 × 乗率×0.75 + 精算見込額

○乗率 1.09

（総額21,829億円）

+

地方特例交付金 ×0.75

○当該団体で推計（住宅借入金等特別税額控除減収補填分 総額1,192億円）

+

東日本大震災に係る特例加算額（減収見込額）×0.75

○当該団体で推計

（総額652億円）

||

26年度基準財政収入額推計値

地域の元気創造事業費について

基本的な考え方

- ・普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定
- ・算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映
- ・各地方公共団体の様々な行革努力や地域経済活性化の取組を反映するため、全国かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定

算定額等

○平成26年度 3,500億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2,250億円程度	375億円程度	2,625億円程度
計	3,000億円程度	500億円程度	3,500億円程度

行革努力の指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標(道府県、市町村共通)
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

地域経済活性化の指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入者人口比率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

精査中

地域の元気創造事業費(仮称)の算定方法(案)

算式

単位費用 × 測定単位(人口) × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)
 単位費用…道府県分860円程度、市町村分:2,270円程度
 段階補正…地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定

経常態容補正Ⅰ (行革努力分)

$$\text{経常態容補正Ⅰ} = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$$

- A: 職員数削減率 / 全国平均削減率
 - B: ラスパイレス指数(前年度)による係数(指数に応じて増減)
 - C: ラスパイレス指数(直近5か年平均)による係数(指数が100を下回る程度に応じて割増し)
 - D: 人件費削減率 / 全国平均削減率
 - E: 人件費を除く経常的経費(*1)削減率 / 全国平均削減率 (*1)物件費、補助費等、繰出金の合計
 - F: 地方債残高(*2)削減率 / 全国平均削減率 (*2)臨時財政対策債等を除く
- α: 算定額を道府県分:750億円程度、市町村分:2,250億円程度とするための率

経常態容補正Ⅱ (地域経済活性化分)

$$\text{経常態容補正Ⅱ} = (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.15J + 0.15K + 0.15L + 0.05M + 0.05N) \times \beta$$

- G: 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)
 - H: 製造品出荷額
 - I: 小売業年間商品販売額
 - J: 若年者就業率
 - K: 従業者数
 - L: 事業所数
 - M: 延べ宿泊者数(道府県分)、転入者人口比率(市町村分)
 - N: 一人当たり県民所得(道府県分)、一人当たり地方税収(市町村分)
- β: 算定額を道府県分:125億円程度、市町村分:375億円程度とするための率
- 各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し。

指標の取り方について

- ・経常態容補正Ⅰ(ラスパイレス指数を除く)については、5か年平均の削減率を用いる。
- ・経常態容補正Ⅱについて、毎年度公表される統計を用いる指標は、3か年平均の伸び率を用いる。毎年度公表されない統計を用いる指標は、直近の伸び率を用いる。

	指 標	H26算定における指標の取り方
経常態容補正Ⅰ (行革努力分)	職員数削減率	H5~9→H21~25
	ラスパイレス指数(前年度、直近5か年平均)	
	人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率	H7~11→H20~24
	地方債残高削減率	H12~16→H20~24
経常態容補正Ⅱ (地域経済活性化分)	第一次産業産出額(道府県)	H21~23→H22~24
	農業産出額(市町村)・若年者就業率	H17→H22
	製造品出荷額	H20~22→H21~23
	小売業年間商品販売額	H19→H24
	従業者数・事業所数	H21→H24
	延べ宿泊者数(道府県)	H23→H24
	転入者人口比率(市町村)・一人当たり地方税収(市町村)	H21~23→H22~24
	一人当たり県民所得(道府県)	H19~21→H20~22

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

精査中 (参考) 地域の元気創造成業費(仮称)の算定額について

・地域の元気創造成業費については、本年8月までに行われる平成26年度の普通交付税算定時において、
 具体の係数を設定することとしているが、現時点でのイメージは下記のとおり。

○各人口段階における「地域の元気創造成業費算定額/H25基準財政需要額(*)」の数値
 (*):臨財償振替前の需要額、錯誤除き(市町村分においては合併算定替反映)

道府県分

人口段階	最小	平均
500万人以上	0.1%程度	0.2%程度
200万人～500万人	0.2%程度	0.3%程度
100万人～200万人	0.3%程度	0.4%程度
100万人未満	0.5%程度	0.6%程度

市町村分

人口段階	最小	平均
100万人以上	0.1%程度	0.2%程度
50万人～100万人	0.3%程度	0.6%程度
30万人～50万人	0.4%程度	0.8%程度
10万人～30万人	0.5%程度	1.2%程度
3万人～10万人	0.5%程度	1.3%程度
1万人～3万人	0.6%程度	1.5%程度
4千人～1万人	0.7%程度	1.7%程度
4千人未満	0.9%程度	2.3%程度

※最小…各人口段階における指標の状況が全国下位レベルの団体における算定額を目安。

※平均…各人口段階における指標の状況が平均的な団体における算定額を目安。

留意事項

- ・上記は、現段階の数値であり、係数の設定方法や指標の取り方によっては変動すること。
- ・面積の大きい団体等、同じ人口段階の他の団体と比べて基準財政需要額が大きい団体については、算定額を見積もる際には特に注意すること。

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化した。特に合併市町村においては、災害時の拠点としての支所の重要性が増す等、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じており、これらを算定に反映。

➤ 以下の項目について、平成26年度以降5年程度の期間で見直しを行う。

①支所に要する経費の算定

- ・合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、交付税算定に反映

②人口密度等による需要の割増し

- ・合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費(消防、保健・福祉サービスに要する経費等)を反映
- ・離島を合併した団体の需要についても別途検討

③その他

- ・交付税の算定に用いている標準団体の面積を拡大する方向で見直し。これに伴い、標準団体の施設数(公民館、消防の出張所等)を見直し、単位費用に反映等

※ 「①支所に要する経費の算定」については、平成26年度から3カ年をかけて先行的に実施(見直しの具体的内容については、次頁参照)。

※ ②及び③については、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映。

支所に要する経費の算定(案)

基本的な考え方

旧市町村の役場が合併後の市町村の支所として、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、地域振興費において、以下の加算を行う。

算定のイメージ

旧市町村の役場＝支所とみなして(本庁が所在する旧市町村の役場は除く)、支所に要する経費を以下により算定

(1) 「標準的な支所の経費」(所管区域人口8,000人で2.4億円程度)として、次の経費を算入

- ① 職員人件費及び維持管理経費(1.7億円程度)
- ② 旧市町村単位の地域振興関係経費等(0.7億円程度)
(例)旧市町村地域(周辺部)のコミュニティ維持、地域活性化、特産品振興等に要する経費

(2) 支所に要する経費を次の算式により旧市町村ごとに算定

$$\begin{aligned} & \text{標準的な支所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} \\ & \quad \times \text{本庁からの距離の遠さによる補正} \end{aligned}$$

※離島等の支所については、陸路と海路で実態が異なることを踏まえ、「本庁からの距離の遠さによる補正」における取扱いを別途検討

(3) 旧市町村ごとに算定した支所に要する経費を合算し、合併団体の一本算定に平成26年度以降、3年間かけて3分の1ずつ加算する(合併算定替の需要額には加算しない)。

算定額

3,400億円程度(3年間かけて3分の1ずつ加算)

基準財政収入額の推計に係る留意事項について

- 1 基準財政収入額の見積りに当たっては、前年度(平成25年度)の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 2 個人住民税(所得割)の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納税義務者数の増減等により、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 3 地方消費税及び地方消費税交付金の推計に当たっては、地方消費税率の引上げによる増収分に係る算入率を100%とすることに留意し、過小に見積もることないようにすること。
 なお、基準財政収入額の算定に際しては、算定方法の見直し等、所要の改正を行うこととしている。
- 4 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%が基準財政収入額に加算されることから、各団体の所要額により見積もること。
- 5 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額(精算分を除く)に地財計画の増減率等に乗じるなどの方法により全国(交付団体)の総額を見積もっている。

(1) 平成25年度の調定見込額(平成25年11月5日付事務連絡)を基礎として見積もるもの

区 分	見 積 り 方 法
法人関係税	法人税割 25年度「調定見込額(現事業年度分)」に、 道府県分にあつては、1.09程度 市町村分にあつては、1.10程度 を乗じて試算 法人事業税 25年度「所得・収入金課税分に係る調定見込額(現事業年度分)」に、 1.11程度 を乗じて試算 <small>※上記乗率は、調定見込額から平均的な伸率を推計したものである。</small>
利子割(交付金)	25年度「調定見込額」に、 道府県分にあつては、1.14程度 市町村分にあつては、1.07程度 を乗じて試算

(2) 平成25年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じて見積もるもの

区 分	道 府 県 分	市 町 村 分
配当割(交付金)	1.75程度	1.75程度
株式等譲渡所得割(交付金)	1.68程度	1.68程度
自動車取得税(交付金)	0.49程度	0.51程度
軽油引取税(交付金)	1.02程度	1.05程度
地方消費税(交付金)	1.14程度	1.25程度

※地方消費税(交付金)に係る乗率は、地財計画の増減率に加え、地方消費税率引上げによる増収分に係る算入率(100%)反映後の乗率である。

(3) 平成25年度の譲与見込額を基礎として見積もるもの

区 分	見 積 り 方 法
地方法人特別譲与税	25年度「譲与見込額」に、1.09程度 を乗じて試算 <small>※上記乗率は、譲与見込額から平均的な伸率を推計したものである。</small>

平成26年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 都道府県と市町村の割合

平成25年度の発行可能額（都道府県：38,470億円、市町村：23,662億円）を基礎とした上で、平成26年度における減少額（△6,180億円）について、都道府県と市町村の地方税等の増収見込額を、都道府県と市町村の割合に反映させることとしています。

2 臨時財政対策債発行可能額の算定方法

各団体の控除前財源不足額（基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）を基礎として算定することとしています。

上記1及び2の整理により、平成26年度における都道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は、おおむね下表のとおりと見込まれます。

（単位：億円）

区 分	平成26年度	平成25年度	差引	伸び率
都 道 府 県	34,101	38,470	△4,369	△11.4%
市 町 村	21,851	23,662	△1,811	△7.7%
合 計	55,952	62,132	△6,180	△9.9%

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

3 算式

各地方公共団体の発行可能額については、以下の算式により算定することを検討しています。

なお、この場合、算定された臨時財政対策債発行可能額については、いずれも当該団体の基準財政需要額から振り替えることとなります。

<算式>

$$\text{発行可能額} = A \times X \times \alpha$$

$$\text{※ } X \text{ は右記により算定 } X = B / (B + C) \times D$$

A：控除前財源不足額（当該団体における基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）

B：臨時財政対策債の全国総額（都道府県・市町村別）

C：普通交付税の交付基準額の全国総額（都道府県・市町村別）

D：「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H21～25 平均）を用いた補正係数

合併算定替適用市町村におけるDの算出に当たっては、合併関係市町村の「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H21～25 平均）を、合併市町村の権能（政令市、その他の市町村）に対応した算式に適用

α：総額に合わせ付けるための率

（参考）Xのイメージ（現時点の試算値であり、算定時に変動）

都道府県（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	X
0.80	0.90 程度以上
0.70	0.80 程度
0.60	0.55 程度
0.50	0.40 程度
0.50 未満	0.40 程度未満

市町村（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	X	
	(政令市)	(その他の市町村)
1.00	0.95 程度以上	0.80 程度以上
0.90	0.85 程度	0.70～0.60 程度
0.70	0.55 程度	0.50～0.40 程度
0.60	0.45 程度	0.40 程度
0.60 未満	0.45 程度未満	0.40 程度未満